

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年7月2日

時 間：午 後 1 時 0 0 分

大槻町北公民会館

開 議 午後1時

出席議員（12名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	12番	塚野芳美君

欠席議員（2名）

11番	渡辺三男君	13番	三瓶一郎君
-----	-------	-----	-------

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼農業委員会長	三瓶保重
事務局	

参事官 健康福祉課長	渡辺 清治
参事官 生活環境課長	緑川 富男
税務課長	阿久津 守雄
教育総務課長	猪狩 隆
生涯学習課長	高野 善男
総務課主幹兼 課長補佐	菅野 利行
企画課長補佐	深谷 高俊
都市整備課長 補佐	竹原 信也
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺 弘道
復興庁参事官	木村 実
復興局室長	杉本 孝信
復興局課長補佐	千臺 俊
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官	須藤 治
内閣府原子力 災害現地対策官 本部審議官	富田 健介
内閣府原子力 災害現地対策官 本部班長	鈴木 啓之
文部科学省 原子力損害賠償 対策室次長	松浦 重和
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力損害対応 室長	守本 憲弘

経済産業省
原子力安全・保安院
特別顧問福島
地域原子力安全
業務統括

渡 邊 誠

環境省福島環境
再生事務所
放射能汚染対策課
主査

松 永 曜 道

職務のための出席者

事務局長 角 政 實
事務局主事 猪狩 知佳

付議案件

1. 賠償について
 - (1)経過説明について
 - (2)国の賠償の考え方について
 - (3)その他
2. その他

開会 (午後 1時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は12名であります。欠席議員は2名。

説明のための出席者は、町長、副町長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。また、本日は当初午後2時からということで、国からの説明を考えておりましたが、町からの説明が終わり次第ということで進めさせていただきたいと思います。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同主事であります。

お諮りいたします。この会議は原子力発電所事故に伴う国による財物賠償基準について公表を前に説明をいただくことから、非公開として臨み、報道関係の皆さんには頭撮りのみを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開にすることに決します。

暫時休議をします。

休議 (午後 1時02分)

再開 (午後 1時02分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、こんにちは。本日は大変急な全員協議会のご案内いたしまして、大変申しわけございません。実は今回の賠償問題については、今まで各議員の皆さんのご理解のもとに、賠償の取り組み方については全会一致で町と同一行動をとることで申し合せしたことはご案内のとおりでございます。そういう意味で、賠償については我々の町村長の段階もいろいろ各関係大臣や、あるいはゆうべも第6回の復興再生協議会を開催されましたが、そういう機会のたびに賠償の問題については問題提起をしてまいりました。ただ、いよいよこの賠償が

片づかないとすべての課題が前進しないということについては国も理解してきましたので、実務者レベルをひとつ会議を催して進めていくということで、いわゆる8プラス1、双葉8カ町村プラス福島県、そしてまた国のほうとの協議をすること一致して、実は6月1日からスタートいたしまして、6月の9日、これは双葉地方8カ町村の副市町村長のみの会議でございますが、6月1日は、これは県と各副町村長、さらには6月の22日、これが3回目、それから4回目が6月27日に行われてきました。この内容につきましては、後ほど副町長のほうから説明はさせますが、8カ町村の賠償問題についてはいろいろ持ち寄ってすり合わせしながら、8カ町村一つとして国とまとめに入ろうということで、私どものほうの町村長については副町村長と県とのレベルの中での事務レベルのほうを尊重しながら、最終的に私どもで判断するという、そういうシステムで今まで来たわけでございます。

6月27日がちょうどこれが問題が出てきまして、と申しますのは6月27日の会議の後、もう一度最終的に事務レベル詰めて、その後に8カ町村長の会議を催しているいろと取りまとめるような、そういう流れを描いていました。

ところが、6月の26日、これ衆議院、国会のいわゆる消費増税の採決の日です。そのときに平野復興大臣のほうから、午前何時でしたか、私ちょうど会議中でありますて、そのとき私出れませんでしたが、午後の2時過ぎに再度平野復興大臣のほうから直接私のほうに電話がございまして、賠償問題について国としてはそろそろ住民説明会をしたいと、したがいまして6月の9日に復興再生協議会、5回目ですが、そのときに今回きのう、おととい民報の1面に出た、あのいわゆる賠償の提案あれば配付されて、これ回収されたものですから私の手元には持っていないません。それがそのままきのう、おとといの新聞に出たんです。それをもとに、結局住民説明会で近々これを説明していきたいというような話だったのです。それでは話が違うのではないかと、今しっかりと副町村長クラスの事務担当レベルで、今国と詰めているのではないの、詰めてこれからさらに我々の要望についてはある程度歩み寄りができた時点で、説明会というものは当然これはあってもいいだろうけれども、まだ時期尚早だろうというふうに私は申し上げたところでございます。

そういうことがどうも気になりまして、即28日の朝、金曜日の朝です。復興庁の

伊藤審議官、それから後ほどお見えになります守本参事官のほうに電話で確認しました。大臣からこのような公表を間近にして住民説明会を持っていきたいというような話がありましたが、これは事実ですかという話をしたところ、これはいわゆる閣僚の話であって、我々の段階ではそういう範囲内ではないというような話ありまして、これは大変なことだと、急遽にこれは議員の皆さんにこの問題は説明しながら協議をしていかなければならぬということで、たまたま議長が役場にお見えになつて、東京電力の広瀬新社長の新聞に記者会見の談話が出て、この問題もいろいろ出ていました、賠償の問題。これで大分議長も心配されて、町長、ぜひこれ全協開こうという話が提議され、私はまた別の角度から大臣からの話があったので、ちょうど急遽やらなければならないものについては一致したわけでございます。そういう意味で、早急に開催するにしても、月曜日の日にちがどうかということで、国のほうに私のほうから連絡とつて、きょう午後に設定に相なつたわけであります、大変本当に急で申しわけなかつたのですが、大変重要な問題でございますので、きょうの全員協議会の招集の理由についてはご理解いただきたいと思います。

今までこの賠償の問題については、あくまでも町内一律平等という原則については、いささかも我々は変わりありません。その中で、今まで平野復興大臣あるいは松下副大臣等々とも、役場においてになったときに長時間にわたつてこの問題、いわゆる平等、一律というものについていろいろと問題提起をしてきました。そこで申し上げたのは、前回の全会一致になつた意見書のまとめというとき申し上げた5年というものについて逆提案をさせていただいて、帰還困難区域と同じ取り扱いの中で5年間を、結局解除の宣言するのを5年とした場合については、同じ取り扱いでいいのではないかということ、私のほうから提案した。そのものは、今回の内容の序文の中にも加わつてきました。いわゆる発災から6年たてば100%、これが私が当時の松下副大臣に提案したものが今回反映されたと、これは私評価しているのです。問題は、財物の算定基準の問題が私はこれは問題提起として思つていて、事務レベルでいろいろ我が町も担当の課長、都市整備課長、それから生活環境課長、あと副町長等々含めて土地区画整理事業の例とか、あるいは用対連、公共土木事業の関係の買収とか、そういう移転の問題とか、あるいはその他の公共事業に

対する災害保険の、損害保険ですね、等々含めていろいろと比較、検討しながら、8カ町村の事務担当レベルの中でこれを町としての提案をされて、今までの私の中間報告で承ったものはかなり富岡町の提案資料が非常に参考になると、一番これは尊重すべき一つの例ではないかというような話は、国のほうから非公式に私のほうに伝わったことは事実であります。しかしながら、今回大臣のほうからの26日の電話が現実に今回新聞あるいは民間テレビに流れた、そのものは非常に唐突で、私憤りを持っています。

ゆうべの第6回の福島復興再生協議会の中で、双葉郡は町村会長の井戸川町長と私は現職所在長、協議会の会長として1回目からずっと出席していますが、ゆうべは冒頭に申し上げました。平野大臣、信頼があってのもうもうのこれから我々の被災地域に対する解決につながっていくのでしょうか、今回の新聞報道あるいはテレビ報道、これはまさに今一生懸命事務担当レベルでいろいろとすり合わせしている最中に、今回の公表はないでしょうということで、かなり厳しく詰め寄ったのはゆうべの話です。全くこれについては関与しなかった中で流れてしまったと、これはおわび申し上げますという話でございまして、実際は前の電話とどういうふうに関係があったのか、これが全然関係ないような話なので、今さら弁解は私は通用しないというふうに思っております。

そういう意味で、今までの経過等については今お話しした内容でございます。我々が今やはりポイントになるのは、財物の算定基準に大きな差異がある、この問題をしっかりと国と対峙しながらすり合わしていくかなければならない、これに絞っている問題でございますので、これから副町長、あるいは担当課長のほうから説明させていただいて、その知識を得ながら、次の国のそれぞれの担当者がお見えになつていますので、それに対しての再度説明を受けながら、きょうは質疑応答していただきて、また今後の課題としてお互いに問題共有しながら今後一緒にひとつ頑張つていっていただきたいと心からお願い申し上げて、今までの経過と今の現状、課題を報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） それでは、早速付議事件に入りますが、報道関係の皆さんには退席をお願いいたします。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 1時15分)

再 開 (午後 1時15分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

付議事件1、賠償について、(1)、経過説明についての件を議題といたします。

副町長の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） ご苦労さまでございます。お配りしてあります資料の中の双葉地方町村からの意見という両面刷りの紙について、資料としてご説明させていただきたいと思います。

町長のほうから今経過等の説明があった中で、副町村長会議というのは4月から幾度か会議を重ねておりました。

〔「長くなるから座って」と言う人あり〕

○副町長（田中司郎君） ただ賠償については、大きな項目がある中でのその一つというふうな取り扱いが当初からあったわけですが、6月1日、一つの会議のスタイルといいますか、我々が事務レベル会議と、あるいは幹事会という中で、その上に首長会議があるというような一つのスタイルができ上りました。そこで会議を進めてきた中でも、一つの会議に9あるいは10といった課題があつて、包括的な、どうしても会議になってしまふということで、内容が一つも詰まつていかないということから、6月の22日、賠償問題に特化してやるべきということを8カ町村のほうから県のほうに申し上げ、県のほうから国のほうへ提案という形で、改めて特化した形で賠償問題を優先にやろうということになりました、6月の27日、意見交換をしたところでございます。この際には、細かな議論すべきということから、担当する課長も同席という形で議論をさせていただきました。いずれも県議会中ということで、会議時間が夕方の6時からとか6時半からという会議で、非常に遅くまで会議をすることになりましたが、残念ながらその結果としては、内容が国のほうとの考えが寄り添っていくというような実感まで得ることはできなかったわけであり

ます。ただ一つは、8力町村として考え方を一つにまとめないといけないということから、今お配りしました双葉地方町村会からの意見ということで、これはひとつ8力町村の共通認識としようではないかということで取りまとめたものでございます。

上からいきますと、賠償関係でございますが、まず生活再建ということでございますが、生活する再建をするための賠償でなければならないという大前提があるのではないかということでございます。これは、物の代価だけで避難生活から生活再建はできないという考え方からでございます。

次に、生活が安定するまで確実な補償の継続を行うということを要求せざるを得ないということでございます。

次に、家屋に関する賠償、これについては後ほど詳細については都市整備課のほうから内容については説明させますが、まずこれが、ここから下が富岡町からの提案が大半なものになっております。

まずは、固定資産の評価、これは算定基準としないことという要求をしております。これは、もともとこうした賠償に使われるべくものとして算定されたものではないということでありまして、各町村にそれによる国が示す指標でもって算定してみてくださいと、この時点で我々は三十数件の職員を中心とした家屋の実態、家屋の評価額、これでもって試算をしておりました。新築時に到底追いつかないという資料を持って各町村に説明し、各町村もそのものに基づいて算定していただいた結果、やはり富岡と同じようになかなか新築時には到達しないというような結果が出ましたので、この辺は統一して固定資産評価額を算定基準としないことということで進みましょうということにしました。しかば、価格表をどうするかということでございますが、その下にあります建物の標準的な建築価格表を採用してはどうかということでございます。これは、建設省のほうで制定したものでございますが、若干これによっても我々が望むところまでの価格には至らないというふうな感触は持っておりますが、しかしそれにかわるような明確な基準がなかなかない这样一个ことから、万やむを得ないとすれば、こうした価格表を採用せざるを得ないのではないかということでございます。

それで、国が示す減価償却の考え方でございますが、国は建築年次から直線的に減価償却が始まるということでございます。これでは、なかなか年数が経過した物件については、再取得という形は非常に厳しいということから、我々の考え方としてはこのグラフといいますか、棒線グラフになりますが、これに基づいた考え方で進められないかということでございます。これは、区画整理事業、それから例えば道路工事で移転を補償する際にこういうもので算定する際に使用するものでございます。東北地区用地対策連絡協議会というところで、通常用対連、用対連と呼ぶのですが、そこで発行している図書の中のものでございます。うちのほうの、具体的には曲田事業での家屋移転等の算定はすべてこの基準にのつかって算定しておるものでございます。しかし、これを各町村に示したところ、なかなかよその町村はこういった事例持ち合わせておらなくて、この理解にちょっと時間がかかりました。これがどういう結果としてあらわれてくるのかというのが、なかなかこれ以外にも資料持つていって見せたのですが、説明したのですが、やはり経験がないということで、非常にちょっと戸惑いを感じたところもありましたが、2回ほどこれに関する説明をやって、ようやくおおむね理解が得られたものと思います。27日の会議の前に、対策会議といいますか、作戦会議といいますか、開きまして、これでいこうということで確認をとって本会議に臨んだというような状況でございます。この内容については、後ほど説明させていただきます。

それから、ここでこれを採用したもう一つの理由としましては、大きくは2つほどあるのですが、直線的にまず価格が下がらないように考えたいということでございます。33年のところで少し右に、国の考え方ですと、ゼロから48年に向かって直線的に下がりまして、破線で来るところ、これが国の考え方です。ところが、用対連の考え方というのは、33年、これぐらいのタイミングでリフォームかかるということで、価値が直線的には下がらずにやや右下がりの形で下がっていくというような考え方がありまして、下に縁のあるのが運用損益というふうに書いてありますがこれらを加味しますと、48年でもって52.幾つかのパーセントということで、50%を超えるような価格が残るというような算定になっております。そのことを確認するのは、次の表を確認していただくと横長のA4の横の表を確認していただきます

と確認できるかと思います。こうしたものでもって8カ町村は統一してかかりたいということでございました。

それから、これについてはもう一つ、これは安藤議員のほうからも資料提供いただいておりましたが、損保の考え方、火災保険等の考え方は、50%以上を下回らないという考え方がありますので、こうした裏づけも持ってかかろうということで、これも皆さんに提示して国のほうに訴えております。

次に、外構、庭木等でございますが、これらが一定の率を掛けたいということで、国のお話がございました。しかし、外構とか庭とかというのは敷地面積にも大きく左右されるでしょう。そういうことを勘案して決めるべきではないかと、特に庭なんかはかなりそれぞれに差がありますから、個別賠償の要請というようなものもたくさん出てくるのかもしれませんけれども、一つのよりどころとしてはやはり敷地面積、これによるほうが現実に近いのではないかという考え方を統一してございます。

次の旧緊急時避難準備区域については、直接我々に関係ありませんので、ここは割愛します。

その他でございますが、ここの中にも幾つか書いてありますが、この中の重要なところだけお話ししたいと思います。個別評価がかなり出てくるのかなと、標準的なものでは該当しないというようなものがたくさん出てくることも想定されます。そこで、個別評価については一つのルールをきちんとつくるべきではないかという考え方から、きちんとした、だれにもわかるようなルール、仕組みづくりをしていくべきだということでございます。

それから、もう一点は、津波被害家屋への補償を行うべきではないかと、これは直接津波で、その後仮に建物が残っていた、あるいは後ろのほうに出てきますが、財物の関係なんかもこの原発事故がなければ戻って片づけるなり、手当てをするなりということができたにもかかわらず、そこができなかつたということについては、そこは今回の事故によるものという判断をすれば、今全く基準等は示されておりませんが、ここについてもやはり相応の賠償を考えるべきではないかということでございます。

それからもう一つ、我々の地域にもありますが、帰還困難区域、ここにおいては一般的といいますか、居住困難とかというところと若干条件が違うのではないかと、条件が違うのであれば違う算定といいますか、賠償の充実、拡充を図ってもいいのではないかということでございます。

裏面にいきまして、土地に対する賠償でございますが、これは国は同じような算式の中で1.4倍というふうに国のはうは考え方を示しております。しかし、これも算定しますと1.4倍ではなかなか価格に追いつかないという、実勢価格といいますか、そこに追いつかないということがありますので、これはやはり算定した事例に基づいて1.6倍、実際は1.57幾つと言っていましたが、このくらいを掛けると実勢価格に大体追いつく、そんな細かい数字は要求すべきでもないでしょうから、ここは1.6倍という形で要求していきたいということでございます。

次も直接関係ありませんので、飛ばします。

家財に関する賠償でございますが、これは今家族構成でもって賠償の基準とするというふうに国のはうの考え方方が示されておりますが、これを年齢によって段階的に算定するほうが、より現実的ではないかと、20代のご夫婦がおられたとすると、50代あるいは60代というご夫婦の持っている家財というのは年数を経た分だけ違ってくるのではないかという考え方からでございます。これもやはり現実的なものとして考えれば、年齢によって段階的に算定すべきという考え方をしました。

それから、先ほどとちょっと裏腹な部分がありますが、帰還困難区域と居住制限区域、避難解除準備区域の間の差をなくすことと、これは家財についてという意味でございますが、現在は若干17万円くらいですか、帰還困難区域については家財の賠償について若干上回っているという形がありますが、何で差をつけるかは別として、ここの中では家財に関する賠償は一律でいいのではないかというようなことになっております。この辺はちょっとこれから議論しなければいけない部分というものがあります。

あと次、その他で先ほど話したような形で家財に対する面でも津波被害者へ補償を行うべきではないかというようなことでございます。

次に、精神的損害に関する賠償でございますが、これは我々に直接下のほうは関

係今のところないのであります、生活再建まで賠償は継続してくださいよということは、これはどこでも一致することかと思います。

それから、その他でございますが、被曝者、長期避難者への特別な賠償を行うこと。

以上のようなことを統一した考え方として取りまとめております。

それでは、家屋に関する賠償について、ちょっと詳細にこの資料に基づいて説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君） それでは、お手元にそのグラフが行っているかと思いますが、この表とあわせてちょっと説明したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 課長、座って。

○都市整備課長（郡山泰明君） ありがとうございます。この資料の大もとになるものは、さっき副町長も言いましたが、用対連、通称用地対策連絡協議会で東北地方で定めているものを基準として区画整理とか道路事業とか、そういうもので建物移転をする補償を算出するときの考え方ということです。

まず、建物については、現在例えば古い建物であっても新しい建物であっても、現在の価値というか、価格を決めて、そこから補償率というものを決めていくのですが、今国で示しているのが黄色い線、ゼロ年というところが1ということで、直線的に48年、下の表で48というところが2割ということで、直線的に落ちているかと思いますが、区画整理においてというか、補償の考え方としては耐用年数、例えば48年の建物であればおおむね7割、約33年ぐらい過ぎると当然改修とか補修とかという時期に入ってくるだろうということで、そういうものの手を加えれば当然価値としてはまた上がるだろうということで、直線的には下がらない、48年まで補修された、補正された数値でいくということになります。48年で普通ですと20まで落ちるのですが、さらに手を加えることによっておおむね2割ぐらいは延びるだろうということで、48年の2割ということで58年、約10年ぐらいは延びるということで、耐用年数的には標準的な3等級という建物ですが、58年まで価値がそれなりの価値としてあるよと、2割というわけではありませんよというような形であります。

それで、さらに緑の線というのが運用損益ということで、通常ですとこの運用損益というのは、建物を当時つくった価格というか、現在建物の価格と補償される価格の差額を残耐用年数というのですか、例えば48年で10年残っているとすれば、その残価格に10年、例えばうちをつくるための費用として持っていたときに運用損益と、利益が得られるだろうということで上乗せをするという考え方になっております。このグリーンの線が上乗せされる形として、黄色い線はあくまでも価値補償、現在の価値価格ということありますので、それにこの運用損益を加えると再築補償率ということになって、おおむねこの赤いというか、えんじの線のようなラインの形で補償されるというのが通常です。ただ、今国のはうとしてはあくまでも補償ではなく賠償ですよということで、ちょっと考え方を開きがあるということで、今その調整中だということでご理解いただきたいと思います。私のほうからは、簡単ですが、こんなことでございます。

それで、この表については、いろんな年月ずっとこう書いてありますが、大体3等級だとさっきも言いましたが、48年ということで、ここにある例えば補償でいくと52.7%ぐらいまでに補償されるというのが補償の考え方であります。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 考え方なのですが、今回の場合は天災ではなく、公共の施設収用でもないし、あくまでも人災の中で、結果的に何を基準にしたいかといったときに、用対連が一番いいのかなということなのでしょうけれども、基本的には現状見たときに、お願いしたわけでもないし、今建てれば何ぼ、建物は、土地はやっぱりどの単価が一番高いのかわからぬけれども、路線価格がいいのだから、税の標準から何%増したやつがいいのだから、一番高いやつで土地はやってもらうし、建物関係にしたってやはり長くなればなるほどいろんな人がその家で生活して愛着も出る、愛着出る分の云々かんぬんというのを金銭的には全然見れないわけだから、せめて今建てれば何ぼの補償を求めるのが筋だと思う。この用対連の云々といったって、最終的には反対しても国の法律で土地収用法というのでとられる可能性も

あるから、こういうふうなのでしょうけれども、あくまでもこれは人的災害ですからそこをよく、十二分わかっているとは思いますけれども、皆さんも富岡町民ですから、そこを強く言って、今建てれば何ぼ、土地だったならば一番高い標準でやってもらうようなことをしないと、町民の人は多分に納得できないと思うのですが、その点はどうでしょう。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今議員がおっしゃられるとおりだと我々も思っております。これを議論する際にも、できるだけ余計にもらうという意味ではなくて、正式に、正規な形で評価をしてもらいたい。その考え方の中では、やはり一番高いもの、我々にとって有利になるものというものは何かというようなことを念頭に議論をしてきたつもりです。

もう一つは、きちんとしたやはり裏づけがないと相手をなかなか説得できないのではないかということもしかりでございました。例えば土地について、路線価方式がいいのではないかという議論も出て、ここで路線価方式も一回浮上してここにのつけた経緯もあります。しかし、ポイントの少なさといいますか、数の少なさが何ともいかんともしがたいということがありまして、非常にばらつきが出るというおそれもあって、ちゃんとした評価がもらえるものと、もらえなくなってしまうもののおそれがあるということから、特に山間部といいますか、そこの町村についてはどうなのかなという抵抗もあって、まとめようとしたときにこんな形になってしまったということですが、全く考え方はそのとおりだと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 私も答弁しますが、この問題全く高橋議員と同じであって、復興再生協議会の中でも私強く申し上げています。お金で解決する問題ではないのです。まさに原発災害ですべてのコミュニティーを失って、あるいは生命、財産もあるいは文化、歴史、きずなまで全部失ってしまった。金にかえられる問題ではないのです。ですから、生活設計を立てられるような、そういう考え方方に立ってもらわないとまずいということは、強く今まで申し上げています。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 双葉地方町村からの意見の中でも一言も出てこないですけれども、同じ賠償関係で、農機具の賠償とか、それから事業を行った人の営業損失、この件何にも出てきていないのですけれども、どのように考えているのか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） この中では、会議の中では出ております。話としては出でるのですが、まずその最優先といいますか、それは建物あるいは土地というようなことを、やればいっぱい、もっともっと対象になるものいっぱいあるのだと思います。ただその中でも優先していかないと議論、方向性を詰めていかないとなかなか詰まらないということから、今回は建物、土地を中心とした、その中に入っている家財、そして庭とかというような、建物にまつわるところを最大のポイントとして考えておりますので、これからまさにそういうことが詰めていかなければならないということになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 副町長の言うことわからないわけではないです。確かにまず生活するための住むところ、そのための土地ということはわかるのですけれども、ただいろんな意味で、農業を含めいろんな事業、企業をしていた人にとってあわせてこれからどうするかという方向性を決めるのには、若干具体性がなくともある程度やはりその方向性がないと、ではもう仕事やめてしまおうかと、やめたらばどこに住むのだと、やった場合どこに住むのだというようなことも含むと思うので、これどこかでやはり優先順位はわかります、言っていることは。でもそのことも入れておかないとまずいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件は、3月16日の賠償補償審査会の第二次追補にも入っております、収用関係、もちろん農業とかその他についても。ただ今回は、あくまでも土地、家屋というものをまず当面の大きな課題として考えていますので、これについても中身は今後出てくると思います。中身は出でてはいるのです、賠償補償審査会の中身は。ただこの中に入っていますけれども、これは今後の次の段階で

の問題だと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 町長、ですから、この間これ、ただマスコミだから当てになるといえばなる、ならないといえばならないのですけれども、農林漁業に対しては5年分先払い云々、その他の事業者に対しては3年分、サラリーマンのあれに対しては2年分というようなことが出ていましたけれども、あくまでも正式な話でないと、マスコミの場合、時としてずれている場合がありますので、この辺をぜひ追っかけ、確たる町長、富岡町という立場と国とのあれの中で、この後でも結構ですから示していただきたいと思います。

○町長（遠藤勝也君） はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君） ここで、皆さんにちょっと申し上げます。

今町副町長あるいは都市整備課長から説明があったものが最低の基準として、今後この後国との説明があるわけですが、それに臨む上で最低の基準ですので、これをベースに考えてください。これ以上のものを望むことは差し支えありません。これが最低だということです。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） ちょっと副町長、質問させてください。

家財の考え方なのだけれども、どうもこういう一覧表というのは、世帯の人の年齢で、あと何人住んでいるかと、そういったもので計算されがちなのですけれども、田舎というのは80歳の方が夫婦でいるとか、50代の人がいる、20代がいる、2世帯、3世帯になると、そういったときには家財の考え方は、私は個人的には80代で1世帯、50代で1世帯、20代で1世帯、3世帯だからそれを3つ請求できると、そのように解釈したいのです。だから、新婚さんがアパートに移ったと、この世帯とやっぱり農家のようだ大勢家族がいると、そういったところが一緒にされないためにも、やはり居住年数はかなり長くあるわけですから、だからやっぱり大農家でいっぱいあるところは世代を2つ、3つに分けて一千何百万円を3つくらいもらえるような交渉、この五百何万円というのは、これは全然話にならない数字だから、そういう考え方を一つ持ってください。

あと帰宅困難区域なんかは、かなり戻れるか戻れないかわからないと、町長が以前に言っていた1ミリを目指すと、そうなれば年配の人もう10年、20年単位で帰れないということで、本来であれば戻って再建したいのだけれども、再建をあきらめると、そういった方には立ち退き料というのが入っていないのです。これどこ見ても精神的な損害というのはあるけれども、立ち退き料というのないので、そういう項目についてもひとつ検討してください。やっぱり70年、80年富岡で生まれ、富岡で結婚して富岡に住んでいてよそに一回も住民票移していない人もいるわけ、できるならば自宅の畳の上で亡くなりたかったと、そういう人もいるわけだから、そういう人も、あとは単身赴任で来て、まだ3ヶ月、1年しかいない人も全く同じというわけにはいかないので、そういうことも賠償の基準に入れてください。

あともう一点は、固定資産評価額を参考にする。1.6倍を参考にする。これ先ほど税務課長に聞いたら、大体実勢価格の7割ぐらいで課税しているから1.6倍では妥当であろうと、これは全く私も理解できるのですけれども、人によっては実勢価格、二、三年前うちの近くのどこどこではこのぐらいで取引があったと、そういう価格を例えば採用してもらいたいと、だからその地権者が固定資産税の1.6倍を採用するか、あとは実勢価格、実際の取引を採用するか、それは地権者の選択権という余地もあってもいいのかなと、そういうふうに思うのです。その3点、町長にお願いやら。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） まず、1点目の家財の考え方でございますが、そうできるかどうかというのは、まさにこれから交渉になってくると思います。これもまだ家財を取り上げて、国と議論をどういう方法でやるという議論にはまだなっていないです。国の示している考え方、家族構成で一律に最高で580万円くらいでしたか、それがアッパーの数字になっていますが、こういうものでは到底のめませんよという意思表示をして、意見の交換がまだされていないということですので、ちらとしてもまだまだ検討して内容を詰めていかなければいけない部分がここには残っていますので、今委員がおっしゃられたようなことはこれから議論になっていくと思いますので、今の考え方については8ヵ町村の場で話していくということに

したいと思います。

次に、帰宅困難区域のことでございますが、これはもう一定期間帰れないということになりますが、一定期間と言っても相当長い年数ということになるでしょうから、これは立ち退き料に匹敵するような考え方ということですが、この辺がまさに我々の主張と国の主張するところの大きな隔たりの部分でございます。我々はベースにそういう考え方があると思っております。一部居住困難区域においても、なかなか線量が高かったり、あるいはもう家屋の状況を見たときにはどこかに住み直すなり、あるいはそこの建物を一度しっかりと壊して除染をして、そこにまたさらに建て直すというような状況に迫られる家屋がたくさんあると思っております。そういう意味では、移築にという考え方にはましく立つのではないかと、ではそれは区画整理でいう移築の補償のような形が今現時点では考えられるという主張しておりますが、これから国の説明を聞いていただくとおわかりになるかもしれません、そういうところでは考えていませんので、若干大きな開きがあるなというのが実感でございます。ただこれは、我々の望むところでございますから、これについてはこれからも何とかこっちにすり寄ってもらえるような、あるいは別なものがあるのであれば、別な我々にとって非常にいいものがあるのであれば、これは国のはうとまた詰めていきたいというふうに考えております。

それから、最後の土地のことでございますが、これは建物も含めて個別交渉という形が残されると思います。標準的なものによりがたいものというものについては、当然個別で私のうちは非常に坪単価高く凝ってつくったものだと、庭についてはその庭木1本数百万円するようなものがたくさん入っているとか、いろいろあると思います。標準的なもの以外については、その個別交渉でもってかちとつてもらうということになっていくと思います。ですから、土地についても当然近傍の位置で土地の取引価格の事例があるということであれば、そういうことを訴えていただいて、きちんとそこを算定してもらうということの道は開かれているものというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 皆さんにここでお諮りします。

国のはうで説明者がただいま到着したというようなことですので、質疑をこの辺

で打ち切りたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、そのようにさせていただきます。

付議事件1、賠償について、（1）、経過説明についての件をこれで終了したいと思います。

暫時休議をいたします。

休 議 （午後 1時53分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開をいたします。

次に、（2）、国の賠償の考え方についての件を議題といたします。

ここで、まことに恐縮ではございますが、説明のためにおいでいただきました国担当者の皆様には簡単な自己紹介をいただきたいと思いますが、その前に代表して復興庁、木村参事官よりご挨拶をお願い申し上げます。

○復興庁参事官（木村 実君） 復興庁の木村と申します。きょうはこのような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。きょう賠償問題中心に国側から議員の皆様方にご説明をしたいと思っておりますけれども、まずは今賠償問題につきましては、地元富岡町さん初め地元の方々と調整中の段階であるところでございますけれども、その調整中であるにもかかわらず、少し不完全な形で一部報道が出来てしまったこと、まことに申しわけなく思っております。以前にも遠藤町長からもご叱責をいたしましたのですが、ちょっと情報管理が甘いということで、我々も気をつけておったわけでございますけれども、結果的に徹底されておらず、非常に不完全な形で報道に出てしましました。今後改めてこのようなことがないように、さらに注意深く資料管理、情報管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいというふうに思います。

きょう賠償問題中心ではございますけれども、それに限らず、例えば区域見直し、除染含めいろいろな課題がありまして、その課題についても皆様方からご意見、ご質問等あればきちんと答えられるよう、各省庁から責任者を出席をいたしております

す。したがいまして、そのほかの件についても議員の先生方、皆様方一番最前線で住民の方々と日々接触をされていると、またその中でいろんなご意見、ご質問いただいているということであろうというふうに思っておりますので、忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。

簡単ではございますが、重ねて今回の報道の件おわび申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。きょうはよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をお願い申し上げます。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 私、原子力災害現地対策本部の審議官を務めております富田健介と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。主に区域見直しを担当させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

経済産業省の守本と申します。賠償の担当しておりますので、きょうは主として私のほうからご説明を申し上げたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○復興庁参事官（木村 実君） 改めまして、復興庁の参事官しております木村と申します。福島復興関係全般取りまとめということで担当させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○文部科学省原子力損害賠償対策室次長（松浦重和君） 文部科学省の原子力損害賠償対策室の松浦です。原子力損害賠償紛争審査会の事務局として、賠償の指針に関するご質問についてお答えさせていただきます。

○経済産業省原子力安全・保安院特別顧問福島地域原子力安全業務統括（渡邊 誠君） 原子力安全・保安院の福島地域原子力安全業務統括の渡邊でございます。本日プラントの関係ということで、ご質問なりいただければ対応させていただきたいというふうに考えております。また、最近もいろいろと本当にさまざまな案件で皆様方にご不安なりを与えておること十分認識しておりますところでございます。この場

でございますけれども、本当にその点に関しましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 内閣府の原子力被災者生活支援チームの参事官をしております須藤と申します。主に区域の見直しを担当しております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○復興局室長（杉本孝信君） 資源エネルギー庁で原子力損害賠償の担当しております杉本と申します。福島復興局も併任してございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○復興局課長補佐（千臺 俊君） 同じく福島復興局のほうで賠償を担当しております千臺と申します。よろしくお願ひいたします。

○内閣府原子力災害現地対策本部班長（鈴木啓之君） 内閣府原子力災害現地対策本部の住民支援班の鈴木と申します。主に区域の見直しを担当しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、賠償関係担当の経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長の守本参事官より説明を求めます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君） ありがとうございます。それでは、お手元の避難指示区域の見直しに伴う財物等の賠償基準の検討状況についてという紙を使いまして、現在の検討状況をご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず最初にですが、そもそも私の役割というものでございますが、実は賠償そのものは、これは東京電力が行うということで、これまで文部科学省の審査会の指針を受けて東京電力が基準をつくると、それをもとに賠償するというような形で進めておりました。私どもは、その執行状況を見ながらおくれているところをてこ入れをするとか、個別の問題について不適切なところがあれば介入をして修正をしていくと、そういうことをやっておりました。なのですが、今回の3月に公表された中間指針二次追補の具体化というのは、非常に避難指示区域の見直しと直結をしているということで、これは関係の市町村とよく相談をしながら進めていかな

ければいけないということで、国が前面に立ってお伺いをしていろんなご意見をちょうだいをしながら進めてきていると、その状況がきょうお話しする状況だということでございます。

具体的な内容に入らせていただきますけれども、実はその間富岡町の皆さんからも非常にいろんなご意見をいただきました。実はそれに基づいてかなり大きな変更をしたところもございます。それは、追ってご説明をする中でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

では、内容ですが、この2の区域の見直しに係る賠償の検討状況というところでございます。これ考え方なのですけれども、今回のその区域見直し全体のお話につながりますけれども、基本的には放射能で一たん汚染されてしまった地域を除染なりインフラ整備なりをして復旧をして、戻ってこれる環境を整えると、賠償もそれに見合ったというのか、それと整合性をとれた形にするという考え方で進めております。ただ一方で、実際にはもう戻られないというご判断をされる方もいらっしゃるわけで、そういう方にもできるだけ不都合がないような形で、トータルとしては戻ってくるという仕組みの中ですけれども、できるだけそういう方にも不都合のないような形で考えたということでございます。

1番目、不動産、住宅、宅地、これが恐らく今いろんな意味で一番皆さんのご関心も高く、またご議論のあるところだと思います。これにつきまして、まず基本的な考え方ですが、①です。帰還困難区域、これは事故発生前の価値の全額賠償ということでございます。これは、中間指針の第二次追補の中に事故後6年間といいますか、厳密に言うと指針の中は区域の見直しも5年と書いてあるわけですけれども事故後6年間のほうがわかりやすいので、今後それにそろえさせていただきますけれども、その間使えないという特別な事情があるがゆえに全損とすると、こういうことになっております。また、居住制限区域・避難指示解除準備区域、これについては避難指示の解除までの期間に応じて判断をするというふうに考えております。実はここで非常に大きな考え方の修正というのがございました。もともとを申し上げると、帰還困難区域というのは全損ですけれども、居住制限区域、それから避難指示解除準備区域、これについてはその指針がつくられた時点では、大体の目安と

して居住制限区域については事故後3年ぐらい、それから避難指示解除準備区域については事故後2年ぐらいで解除するという目安的な考え方をございましたので、私どももそれに合わせて居住制限区域については6分の3だから半分ぐらいと、それから避難指示解除準備区域については6分の2なので3分の1ぐらいという、ある種固定化した考え方をしておったわけでございます。ただここで、富岡町さんのほうからご指摘をいただきまして、必ずしも居住制限区域が事故後3年で解除されるわけではないし、避難指示解除準備区域、同じですけれども、そこは事情がいろいろ違うのだから、それに対応できるようにすべきであると、こういうご意見をいただきまして検討した末に、ここは区域によって区別をするという考え方ではなくて、解除まで何年という形にそろえると、こういうふうにしたところでございます。したがいまして、例えば居住制限区域でも事故後6年間解除されないということが当初から明らかであるのであれば、これは全損というものを当初から支払うと、こういう考え方を変えたわけでございます。

そこに、下に若干書いていますが、解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いしますと、実際の解除時期、仮に居住制限区域として当初4年間で解除するというふうにされた場合には4年分をお支払いをしますと、それで実際にインフラ整備とか除染とかをやっていったけれども、それが5年になり、6年になるという場合には、追加的にその差額を支払っていくということで、いずれにしても解除された時期によって若干支払うタイミングの違いがあったとしても、最終的には金額は同じになる、こういう形にさせていただいたわけでございます。

それから、では事故発生前の価値というのをどういうふうに算定をするのかというところでございます。まず、土地ですけれども、これは基本的に固定資産税評価額が今現在の適正価格の7掛けということで構成をされておりますので、この逆数になりますけれども、1.4倍をするという形で事故前の時価相当額を割り出すと、こういう形にさせていただこうというふうに思っております。

それから、建物のほうですが、事故前のこれも固定資産税評価額をもとにしまして、新築時の価格というのを一たん算定をしまして、これに長期の耐用年数、具体的には木造であれば48年というのが通常の木造住宅に係る公共収用の一番長期のも

のですので、これを適用しようと、こういうことでございます。これによって大分減価償却が緩やかになるということでございます。さらに、残存価値には下限、これ20%と考えていますけれども、下限を設けることで古い建物についても一定の賠償額を確保すると、こういう考え方でございます。ただこの部分に関しては、8町村のほうから固定資産税評価額だけではなくて、それが不都合なときに例えば建築統計とか、そういうものを使うべきであるというようなお話をいただいております。これについては、現在検討を続けているところでございます。

それから、ここには書いていないのですが、これも富岡町のご指摘で外構と庭木、これについては実は当初は建物に含める形でやっておったのですけれども、これの外出しで、この建物価格の15%程度、これを外構、庭木という形で別立てにするというような形にさせていただいております。

それから、建物の米印1ですけれども、これは特に線量の比較的軽いところで要望が多いのですけれども、早くリフォームをしたいというお話がございますので、この建物の賠償額の内数として、修復費用、リフォーム費用というのを先行して支払うことにしています。これは、建物の平米当たり1.4万円ぐらい、すなわち140平米だと200万円ぐらいの費用を非常に簡易な請求によってお支払いをするということを考えております。

次の2番ですが、いずれにしましても建物、土地というようないろんな評価について考え方があるわけでございまして、そこに関してぐあいが悪いというような場合には個別評価という形で、いわゆる補償コンサルタントの力をかりてやっていきたいというふうに思っております。実はここにつきましても、町のほうからご要望いただいているのは、例えば新築価格が契約によってはっきりしているような場合には、本格的な現地検証といったようなところまでいかないで、より簡易な方法でやれるのではないかというご指摘をいただいているまして、これについても前向きに考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、事業用の不動産の賠償でございます。いわゆる工場等、それから工場に入っている機械、それから農機具等々ございます。また、田畠、森林というのがございます。これに関して、これらは別途営業損害の賠償というのをやっています

ので、いわゆる収益還元的なところはその営業損害のほうで見ることにするのですけれども、資産価値としても適切な評価方法を今検討しているところでございまして、それぞれに賠償の仕組みをつくっていくということにしております。これに関して、特に森林に関しては非常に町が進める森林政策といったようなものも関係が深いと思いますので、ここは少し時間をかけてよくご相談をしながら決めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上が不動産のほうでございます。

それから、(2)、家財ですが、これは家族構成に応じて定額の賠償をさせていただこうというふうに思っております。具体的に申し上げると、親2人、子2人の場合には、帰還困難区域ですと600万円台半ばぐらいを考えております。損害が定額を上回る場合、そういう計算を上回って、貴重品ですとかいろんなケースあると思いますが、それを上回る場合には実費でご請求をするという方法も用意することにしております。

②、帰還困難区域は居住制限区域、避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる予定ということですけれども、先ほどの例でいうと帰還困難区域から600万円台半ばで、居住制限区域、避難指示解除準備区域は500万円程度という想定でございます。これは、考え方は帰還困難区域というのは、バリケードを張って中に入るには非常に難しくなります。したがって、メンテナンス等々も難しくなるということでございます。その分を上積みしているという考え方でございます。

以上が家財です。

それから、3番目の営業損害、就労不能損害ですけれども、これについては従来は3カ月ごとにご請求をいただいておりました。ですけれども、今回は一定年数分の営業損害、就労不能損害一括で支払うということを考えております。その期間ですけれども、これはかなり長期を考えています、農業については5年、それからそれ以外の営業損害については3年、就労不能損害については2年というふうに考えております。これ例えば公共収用の場合と比較をしますと、既に1年払っているということを考えると、農業については合計で6年になります。公共収用は農業ですと3年、それから通常の営業ですと2年ですけれども、これも私どもは3年払う

ということは、これまでの分と合わせると4年ということでございますので、2年ぐらいになると、こういうふうな考え方であります。

それから、就労事業再開による収入は差し引かずということでございますが、これで払って基本的には営業損害というのは、営業の差額分、減収分を出すということにしておりますけれども、今回の場合はその営業損害でお支払いをした後、事業をされる、農業を再開される、それによって収入が入るというものは精算しないという形で、生活の再開に向けた意欲を阻害しないような形にしようということにしております。

それから、3番目、事業再開支援でございます。これにつきましても、今回やっていることは除染をして戻っていくというふうなことを念頭に置いておりますので、帰還をされて営農を再開される、あるいは営業を再開されるというような場合には、その際に必要な追加費用、例えばあぜ道を直すとか、あるいは農業については恐らく初年度の試験的な栽培というのがどうしても必要になると思うのですけれども、そういういたものも別途賠償の追加的な賠償の対象にしようという考え方であります。また、一括払いの対象帰還終了後、これも農業とかですとやはり風評被害の継続というのが想定されますので、これについては賠償をしていくと、こういう考え方でございます。

最後、精神的損害です。これ今、月10万円ということで支払っているものでございますけれども、これについては指針においては帰還困難区域で600万円、それから居住制限区域については、まず240万円を払って、あとは分割払いと、こういうふうな形になっているわけでございますが、これについても町のほうからご指摘をいただきまして、やはり若い方で新しい生活を始めるような方には、かなり冒頭お金が要るということがございますので、最後②のところに書いていますけれども、解除までの見込み時期を市町村が決定する場合には、当該期間分の一括払いを行うということでございます。ですから、例えば居住制限区域であっても240万円ということではなくて、仮に区域の見直しから解除までに4年間かかるという場合には480万円を冒頭からお支払いをすると、こういう形で進めていこうということでございます。

大体以上が現在の検討状況でございます。私どもとしては、こうやっていろんな意見交換をさせていただきながら酌み上げてきておりますので、また一方で非常にやはり住民の方から早くという声をちょうどいをしておりますので、できるだけ早くこれを公表して、また説明会等々やらせていただきたいというふうに思つておる次第でございます。どうもありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） とりあえず2点だけ確認したいと思います。

まず、ページ1のほうで、事故発生前の価値の算定のイの部分です。固定資産税評価額、これが基準となる数字でこれからいろいろと問題があるわけですけれども、これは固定資産評価額を言っているのですか、それとも固定資産税課税標準額を言っているのですか。全く違う数字になりますので、特に宅地の場合。このことの確認が1点と。

それから、2ページの中段あたりの営業損害、（3）、この分の①の部分で、一定年数分で先ほど5年、3年、2年という数字が示されましたけれども、この終期はいつを考えておるのか。この2点をとりあえず確認したいと思います。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

まず、この固定資産評価額、いわゆる課税標準額ではなくて、資産の評価額です。大きいほうです。

それから、営業損害、就労不能損害の終期ということですけれども、基本的には今申し上げた一括払いの期間というのが終期になるというふうに考えています。ただしだのすけれども、例えば農業で除染がおくれて、したがって農業が再開をできないといったような場合が出てくると思います。そういうものはやはりその部分を考慮しながら、必要に応じて延ばしていくということはあり得ると思います。ここは、実は非常によく議論になるところなのですけれども、実はこれで例えば営農再開をやろうという、もともと意思のない方はそこで終わるということになっていくわけですけれども、ではそれをどういうふうに確認をするのかといったような技

術的問題はまたこれから出てくると思いますので、それについては今後詰めていく必要があるというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 念のため正式な場ですので確認しますけれども、先ほどのは、では固定資産評価額ということでよろしいのですね、解釈は。

それから、もう一点、2ページの部分ですけれども、それは現実的に農林漁業が5年ですか、そのほかの事業が3年、就労不能の分、これというのは千差万別でこれの今度終期というのはいつだというのは非常に難しい部分あると思うのですけれども、とりあえずその部分除いて農林水産業ほかの事業を5年、3年で私はこれ再開できるとは思えないのです。まずそこまで大体帰れるとも思えないし、おかしいのは農林水産が5年できないと一応みなしているのですね、とりあえず。そのほかの事業は何で3年で再開できるという判断されるのか、今後とも私は特殊な復旧、復興にかかる土建とか、その他の関連を除けばほかの業は、人様の町は別です、我々富岡町の分だけです。それは非常に長い期間不可能に近いと思うのです。その辺本当に認識されているのかどうか、確認したいと思います。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

この部分については、いろんなバランスを考えながらということなのですけれども、考え方としてはここで事業を一たん停止をされて、そのお金を払うと、その方は恐らく一たんはどちらかに行かれて、もう一度その事業をされるか、あるいはほかのことをされるかというような形で、働いていかれるのであろうというふうに考えているわけです。また、戻られるときには戻られたときの追加費用は別途立ち上げのところは賠償していくという考え方には立っているわけです。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） ちょっと議長にお願いしたいのだけれども、質問の仕方、1枚目、2枚目すべてに対しての質問ではなくて、ここまで質問、そういうふうにやってもらわえると……

○議長（宮本皓一君） いいですよ。

○4番（安藤正純君） いいですか。では、まずスタート、資源エネルギー庁とい

うことなのだけれども、さっき守本さんのスタートの話で、文科省が中間指針を出したと、中間指針を出して、それでさらに東京電力が自分でプラスアルファして賠償しているような話があったのだけれども、東京電力というのは国の後ろに隠れて国がこう言っているからと、そういうことで頑と言ふこと聞かないと、エネ庁と聞いてびんとくるのは、やっぱりプルサーマルでも何でもそうだけれども、原発推進派で東京電力ですぶづぶの関係の省庁だから、余りおれこれ信用して聞いていないのだけれども、総理大臣は福島の復興なくして日本の再生なしとかという言葉使っているのだけれども、東京電力に何であんなに渋ってお金出さないのに、国は指針なんてのは最低の最低の基準だよ。交通事故で言ったら自賠責だよ、任意保険のプラスアルファというの全然ないのだから。そういうような賠償をしているのに、国は何見ているの。どういう指導しているの。全然東京電力指導していないのではない。

この家財の考え方でも何でもそうだけれども、こんなので再開できますか。建物だって、あなたの家は古いからこれだけですよという考え方でよそに行って再開できますか。困難区域は1ミリシーベルトになるまで何年かかるの、その間帰れないのだ。帰れないのに定木で線を引いたような指針を出して、国がこういう指針を出すと、東京電力は国の後ろに隠れて国がこう言っているからと逃げてしまうのだ、最終的には。あなた方は国民側に立っているの、東京電力側に立っているの、どちらなのだ。その辺まず入り口からちょっと聞かせてちょうだい。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

私どもは、そもそもはまず東京電力の賠償に関しては非常に、去年の秋からいろんな問題があり、ご迷惑をおかけしたというのがございます。去年の9月にいわゆる請求書が分厚過ぎるというようなお話をあったときには、私ども余り積極的に関与していなかったという反省がございます。その後10月ぐらいに請求書が届き始めたわけですけれども、それが非常に積み上がって遅くなつたというようなことがございますので、私どもも具体的な東電のオペレーションの中に入つていって、どういう審査体制でやるのか、あるいはどういう判断を個別にやっていくのかというようなことまで含めて関与し、それで何とかことしの1月ぐらいには届く請求書より

も返すスピードのほうが早くなつたというような形でやってきたところです。その後も必要に応じて、ここの東京電力に対していろんな指導をやってきましたが、本件、避難指示区域の見直しに関しては、これは当初から市町村のほうからも東京電力ではなくて国が前面に立つてしっかりと間に入つて調整しろと、調整しろというよりも国がやれというように近かつたと思うのですけれども、そういうお話をございました。そういうことがございましたので、私どもは3月16日の指針というのはこれはいわゆる第三者委員会がつくったものですけれども、それを受けて、それを最大限に住民の方にメリットがあるようにということで、我々なりに一生懸命やつてきたというのが実態でございます。恐らくいろんな面で、これは足りない、これは執行できないといったようなところもあるかと思います。これからもいろんな形でご意見は十分に反映させていただかなければいけないと思う一方で、やはりこれ賠償というのは賠償という仕組みがあるものですから、乗り越えられないものというのもございます。私どもとしては、とにかくその中で最大限に努力はしてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 家財に対する考え方ちょっと質問します。

家族構成で夫婦2人に子供2人、そういったのを基準にして600万円とか、本当に例えれば6畳1間とか2間とか、そういったところで若い人たちがそういうふうな暮らし、1点1点はかれればそういうふうになる可能性はあるけれども、例えば田舎の場合には大農家が、昔先祖代々の家もあるわけだ。そういうたとえで家族構成が多いと、80代の父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃんいれば、50代、60代の父ちゃん、母ちゃんがいて、そのまた息子、息子の嫁と、世代が3つくらいに分かれるところもあるわけだ。そういうたとえは、例えば世帯主の年齢構成にあと一人頭幾ら、これは当てはまらないから、こういう計算方式は田舎では。大都会のマンションあたりだったらこの計算方式でいいよ、田舎は田舎のやり方あるから。ましておたくらのようなサラリーマンが第一原発の保安院あたりで、例えば大熊あたりに赴任したと、そういうて1年、2年しか住んでいない人と80年も住んでいる人の家財の量は全然違うから。こういう頭数で数字を出すということ自体、私はお

かしいと思う。全然実態を考慮していないと思う。

あと建物も残存率が20%残ると、農家はケヤキだ、ヒノキだ、尺柱だ、はりも物すごいものを使う、そういうのはいっぱいある。100年、200年たっても今の建築では建てられない家もある。それで20%の残存率残るというのはどういう考え方なの。今なんかそういうものを、例えばハウスメーカーで建てるのは簡単にプレハブで建てられる、軽量鉄骨で。昔のやつなんか建てられないから。それを残存率で簡単に決めないでちょうどいい。そういう考え方をちょっと今守本さん説明して。

○議長（宮本皓一君）　守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

ありがとうございます。まず家財のほうでご質問いただいたので、家財のほうでご説明をさせていただきます。

おっしゃるとおりだと我々思っています。今回の賠償の難しさはどこにあるかというと、非常に財物というのは千差万別でございまして、本来であればこれを恐らく個別に評価をお支払いをしていくというのが正しいアプローチなのだろうというふうに思います。ただもう数万件、実はこれ登記で件数をやると70万件を超えるものは土地、建物だけでございます。これに対してどういう形で迅速に賠償していくか、私どもとしてはできるだけ早くお渡しするというのも非常に重要だと思っています。ということで、何らかの基準をまず決めなければいけないというのがございます。家財についても同様の考え方でございます。したがって、家族構成に応じて一応の基準を決めております。これで結構ですという方には、できるだけ早くお支払いをすると、ここにも書いていますけれども、損害が定額を上回る場合、これについては実費の賠償という選択肢をきちっと用意をして、そこで請求をしていただくということにしたいというふうに思っております。

家屋のほうも同じでございます。これについても、これは下限というのは一つのあれとしてつくっておりますけれども、恐らくそういう非常に価値のある建物というものもあると思います。これについては、ここの2ページ目のほうに書いていますけれども、上から2つ目の米2ですけれども、こういう形で評価して妥当な結果にならないものについては、これは個別評価で賠償をさせていただくということを考

えております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今実費の賠償と言ったのだけれども、例えば家財というのはみんな新品ではないから、何年か前に買ったとか、骨とうなんかもあれば、洋服なんかあったり、どうやって実費計算するのだ。そんなできないことをやれというほうもおかしいし、そういう例えば請求側が立証しろという、不可能なことをやれというほうもおかしいし、そういうことをやっているから、だから昔のエネ庁、保安院がブレーキでエネ庁はアクセラだと言われたころと全く変わっていないのだ。指針が外部機関から出したといつても、文科省で気に入ったのしか集めていないような学者が出したものだから、全然国民に寄り添っていない。そういうことで出てきた数字、だから私たちは東京電力が賠償するのならば国が賠償してください、前面に立って、担当者が。それで、国は高速道路の用地買収とかダムの移転とか、いっぱい今まで国民にやってきているのだから、そういうふうな基準を持っているのだから、何にもこんな小さい基準出さないで、今まで国民にやってきた賠償の仕方を堂々と出してください。何でこんな小さい数字しか出してこないの。高速道路の用地買収、現に常磐高速で富岡だってやっているのだ、国は。そういったときの基準と全然違うのだ、こういうの。何で今回に限ってこういう指針出すの。こんなに差があるので。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

どこまで個別請求について簡素化するかというのは、我々も重要な問題だと思っています。一つ一つについて、これ幾らの価値なのだということ、そういうことまで書かなくてもできるようにしたいと思う反面、これ先ほどおっしゃられたような、本当に古い家で伝統的な価値があるものといったような話についていふと、これはやっぱり専門家に見てもらわざるを得ないという部分はどうしてもあるわけでございます。ですから、こういうものについては、若干時間がかかるかもしれないけれども、やつていくと。ただそうではなくて、単にやはり物が非常に多いのですとか、そういう

ものについてはできるだけそういうお手数をかけないで実費精算ができるような形を考えたいというふうに思っています。

それから、もう一点は土地収用云々というお話、確かにそこはあるわけでございます。ただ今回の考え方というのは、土地収用の考え方というのは基本的に移転なわけです。ですから、土地も当然買収をし、そこには戻らないという形で別のところで生活をいただくという仕組みに立っているわけです。今回の場合はそうではなくて、国もお金をつぎ込み、労力もつぎ込んで、もとあったところをできるだけ回復をし、これはもちろんご本人の選択ですから、移転される方もいらっしゃると思うのですけれども、そこにどうやって時間をかけても戻してくるかという形でございます。したがって、今回の賠償というのは非常に若干変則的かもしれませんけれども、全損でお支払いをしても、その所有権はそのまま持たれているわけなのです。ですから、そういう中で仕組みをつくっているということでございます。

一応これは余りここで申し上げるべきではないのかもしれませんけれども、それに似た事例として、判例平成9年の地すべりの事例というのがございます。これ長野県で地すべりがありまして、そこの事実上立ち退かざるを得なかったというような事例なのですけれども、そのときの、これは長野県がその上ほうにバードラインという道をつくったためであるという責任が認められた事例なのですが、それでいうと実は法定耐用年数で償却をし、残価10%という、これは原告のほうがむしろ残価50%というような形で争ったのですけれども、結局それは認められずに残価10%で法定耐用年数なので、木造ですと、物にもよるのだと思いますけれども、33年とかそういう形で償却をしているというような判例もあるわけであります。

ですから、我々これによりたいと全然思っていないので、余りこれを持ち出すのは適当ではないと思うのですけれども、賠償という形で公共が行った前例というものとしては、恐らく引くのはこういうものだと。ただ繰り返しですけれども、それによりたいとは余り思っておりませんで、できるだけ私どもができる範囲で長期の期間ですとか、あるいは残存率とか、そういうものを適用していくということなどを考えた結果が今の形になっているということでございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 判例を出すというのは、今のしゃべり方はこれはおどかし。あなた方不満があるならば闘ってきなさいと、裁判になつたら10%で負けるよと、そういう言い方だ、今の言い方は。それに高速道路の用地買収は、これは移転ではない。確かにそこを高速道路が通るから、ただし同じような部落、100メートルか200メートル行ったところに住んでいるから、今回の困難区域、居住制限区域、1ミリになるまで帰れない人は、10年、20年スパンで帰れないと、そしたら県外も視野に入れなければならぬのだ。そしたらば、移転ではないという論法がおかしい。移転しなければならないのだ。その文句があるのであれば裁判にしなさいというような言い方は絶対だめだから。とことん闘うから、そういう言い方した場合に。今の言い方はおどかしかったから、これは。やわらかくおどかしていると同じだ。そんなの聞けないから。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

私もこれ正直申し上げて、それ申し上げるのは非常にちゅうちょがありました。繰り返しだすけれども、我々はそれにはよりたくないというふうに思っております。そのできる範囲でやっていきたいということでございます。一方で、これはなかなか賠償の枠内におさまり切れない問題というのはいろいろあるというふうに思っています。なかなか本邦初めてのことですございますので、したがつていろんな形で、昨日復興再生会議というのがございまして、福島の再生計画というような中にもいろんなことを盛り込んでおるわけでございますけれども、住宅の問題、雇用の問題、そういうしたものに関して、これは私が申し上げる話ではないのかもしれませんけれども、そういうご支援もしながら、できるだけ皆様方の再生と、生活再建というのに支障がないようにトータルとして進めていくという中で、私どもも最大の努力をさせていただきたいというふうに思っておる次第でございます。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） ただいま発言がありました4番委員との関連でございますが、財物についての補償、これ固定資産評価額とか、例えば40年とか、例えば20%

になるよというか、全然話にならない数字なのです。なぜかといいますと、まずこういうものを出す前に、私たちは自然災害等によりまして、それで何とかお上に助けていただきたいと、てんで違います。国策によりましてつくった人工構造物がこういった状態をつくったわけです。ですから、前に戻すような状態にしていただけるか、あるいは安心して生活再建できるような状態にしてほしいと、その辺から考えていいかないと話は進まないと思います。それで、例えば移転と富岡に帰還できる場合との補償の仕方が違うということでございますが、あなたたちは富岡町民が年間1ミリ以下に戻って、それでもとの町が再生できると考えていますか。まず、その辺からお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 災害現地本部の富田でございます。帰還に向けて、先ほど冒頭守本が申し上げましたように、国としては今回の事故が起こる前に福島県が置かれた状況の原状を回復するという責任を国は負っているというふうに我々は認識をいたしております。もちろん事業者である東電も同様の責任あると思いますけれども、原子力政策を進めた結果としてこのような事態が生じているわけですから、どのような長期を要してもとの福島の状況を何とか取り戻すというために、国は最後の最後まで取り組んでいくというのが我々の基本的な考え方でございます。

ただどれぐらいの期間を要するかということについては、先日私どももあくまでこれは自然減衰、これはウエザーリング効果を含めた自然減衰の予測というものを出させていただきましたけれども、これによりますとやはり相当長期間線量が十分下がり切らないというような部分もあり、ただその予測には除染の効果というものは必ずしもまだ入ってございません。モデル事業も昨年から一生懸命取り組んでおりますけれども、この結果を踏まえてやはり現在の技術を超えて新しい技術も取り入れながら、長期にわたって効率的な除染を進めていくということをやっていきながら、線量を下げていくということだろうと思います。したがいまして、相当長期にわたってご帰還難しい地域があるということを前提に今回の賠償についてもそういったことを念頭に置きながら、賠償の仕組みをつくっているというふうにご理解

いただければと思います。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） ただいまの発言は、私の質問に答えていないのですが、それはあなたの決意でしょう。国としての決意。私は、現実的に富岡町1万6,000人町民が災害前の状態に戻れると考えていますかということ聞いたのです。その辺お答えください。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 本当正直申し上げて、100%もとのとおり戻るかというご質問であるとすれば、それはそうではないであろうと思います。ただいろいろな制約ある中で、原状にできるだけ近づけていくという努力をしなくてはならないというふうに思っております。帰る時期については、恐らく線量の問題ももちろんござりますけれども、それ以外に震災、津波でダメージを受けたいろんなインフラの問題もございます。それから、相当長期にわたって人がお住まいになつてないということによる、やはり原状回復の難しさというものもあると思います。現に私ども現在避難区域の見直し等で、区域の見直しがされたにもかかわらずなかなか医療機関がもとの状況に戻らない、生活環境をもとに戻すの大変な苦労があるということも私ども直面をしておりますので、除染のみならず、さまざまな生活環境の整備を進めていくということについては相当時間はかかると思いますが、しかも100%以前の状態ということに戻すということは大変難しいと思いますが、できるだけ近づけていくという努力をしていきたいということでございます。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 話は財物の補償に戻しますが、先ほど4番委員に対する中で、移転費用とか、そういう高速道路の場合と全然違うよと、算定方式が違うよと、現在の場合はあくまで帰還をしてそういうことを前提にしてだから、移転費用とかそういうこともありませんし、全然算定方式が違うよと、そういうふうにお答えになったと思うのですが、例えば富岡町民の大部分は、あなたたちサラリーマンの転勤族、根なし草と違いまして、人生をかけて何十年もこの地域に住んでいるのです。

ですから、それが国策による原子力による損害によりまして、全然だめになったわけです。ですから、これ単に固定資産評価額の1.6倍だと何だとかと、全然話にならないことです。ですから、あくまで例えば高速道路なりダムなり、例えばそういうことで避難した人は富岡町にも高速道路で避難された方、避難というか移転された方おりますが、同じ町内に住んでいます。それで、1万6,000人の地域社会は全然変わっていませんので、以前と、従来と同じくつき合いができるわけです。本人個人が移転しただけなのです。今回は、それよりひどいのですから。地域社会がないのですから。だから、そういうことも踏まえまして、ダムとか高速道路の移転を基準にして出していただきたいと思います。その辺お答え願います。

○議長（宮本皓一君）　守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）
お答えをさせていただきます。

本件については、町のほうからも非常にいろんなご意見もアイデアもちょうだいしています。まず、私どもとしては、これはまずやらなければいけないだろうなというふうに思っておりますのは、非常に先ほどありましたけれども、古い建物というのがございます。これに関しては、ちょっと文化財的価値というのをちょっと置いて、普通の古い建物というふうにするのがいいと思うのですけれども、の中には固定資産税評価が非常に低いというのもあります。これをそのままにするのは、私どもも不適切だというふうに思っております。したがって、何らか建築統計等も使いながら、一定の面積に応じてある程度の底値というのが適當かどうかわかりませんが、賠償額は確保していくというような仕組みをつくりたいというふうに思っております。

また、他方で固定資産税評価額、これもいろいろなのですけれども、ただ新しいものについては比較的実態に見合ったものというのもありますので、そういうものについては使わせていただいて、これできるだけ早くお支払いをするというようなことも考えておる次第でございます。もしかすると、そういうところについても新しいものでも何らかのあれで極端に低いというようなものについては、別途手当が必要かなということも考えておりますけれども、繰り返しになりますけれども、

どうしても賠償という制約というのはあるわけですけれども、その中で理屈がつくものであれば、できるだけ拾い上げる、そしてまた現実にやはり大変お困りになるという人は出ないようにと、これは非常に重要だというふうに思っておりますので、最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

○7番（渡辺英博君） 答弁漏れであれなので、いいですか。

○議長（宮本皓一君） はい。

○7番（渡辺英博君） 例えば高速道路とかダム並みということは、答弁漏れですが、例えば移転費用とか、あるいは地域社会から外れると、そういう慰謝料も含めて価格に反映されて、その辺全然答弁なかったのですが、お願いします。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

まず、移転費用というのは高速道路の場合の移転費用とは概念は違いますけれども、引っ越しをするという費用は出すことになっております。それから、コミュニティを離れてという部分ですけれども、これ今回のあれの中でそれがまさに精神損害としてなっているわけでございまして、この精神損害の内容はコミュニティを離れて生活をする、それからいつ帰れるかわからない不安と、それから若干の生活費増分というのを含んだものとして、かなり長期にわたって賠償するというふうになっているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 2番の区域の見直しに係る賠償の検討状況の中に、帰還者、移転者それぞれ選択可能な賠償の枠組みを検討ということになっていますけれども、実際のところ基本的な賠償は皆さんを帰そうという賠償のあり方でありますよね。そういうことから考えまして、やはり今もう何が何でも帰らないという方がたくさんいらっしゃいます。そういうことで、今お話をありました今回は賠償ということで、買い上げではない。ですから、立ち退き料も発生しないというお話をありました。所有権は残るということですけれども、例えばもう帰るつもりない方は所有権も要りませんという方もいると思うのです。そういう方に対しては、所有権要らないので買い上げをしていただけますか。それであれば納得できるのですけれ

ども、それに関するいかがですか。

○議長（宮本皓一君）　守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

今回の賠償の考え方は、基本的に戻られるおつもりの方も移転される方も同じ賠償するというようなことになっています。ですから、仮にご本人の選択でもちろん所有権を引き取ってほしいという場合には、これは東京電力が引き取りをすることなると思いますけれども、それによって追加的に賠償するということは考えておりません。ここに帰還者、移転者それぞれに選択が可能なというふうにあえて書いておりますのは、実はこちらこれがやや富岡町に該当するかどうかというところあるのですけれども、ちょっと聞いていただくと、むしろもっと解除が早い地域があるわけです。2年3年で解除するというつもりの地域があるわけです。ここは、実は財物の賠償についても2分の1、3分の1しかもらえません。そうなってくると、なかなかまとまった金額が入らない。若いお子さん連れの方でどこかに行って生活するといつても、当初のまとまったお金がなかなか入らないというようなお話をそもそもありますし、それに見合う形で、一つには家財について、これは実はここは解除時期とは全く関係のないものにしてございます。ですから、1年で解除されようが、5年で解除されようが基本的には同じと、若干帰還困難区域とどうかという違いはありますけれども、基本的には同じにしたと。それから、営業損害、就労不能損害のところを実は先ほど申し上げましたけれども、かなり手厚くしています。実はこの部分も解除時期にはかかわらない部分なのです。したがって、解除が早い地域でもお仕事をされていたということになると、ある程度まとまった資金が入るというような形にさせていただいたということをございます。

それから、これはやや後追いですけれども、精神損害の一括払いと、これはむしろ富岡町のご指摘をいただいてやったものではございますけれども、結果的にはこれについてもそういう解除が早くなされるところで移転をされる方についても、トータルの金額は一緒なのですけれども、最初の立ち上げがうまくいくようにということで配慮したというのがここでの移転をされる方への配慮という内容でござります。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ちょっと私が言ったこと、お話ちょっと聞き違えているのか、私の言い方が悪かったのか。賠償ではなくて、買い取りとしてやることもできるのかということをお伺いしたのです。賠償金はもらわないで、例えば買い上げとして所有権も上げますから、それでできるのですかというお話を差し上げました。

それから、線量の低い地域に関しては早く帰還する可能性があるということで、賠償額も少ない。ただその分二、三年は前払いでお支払いされるということですけれども、実際のところ住宅を新築したり購入したりして、今現在毎月お支払いしている方というのはたくさんいらっしゃるのですよね。そういう方は、2年、3年ではやはり実際のところ足りません。帰るつもりもありません。ということで、そういう方に関しては、帰るつもりないですから、全損扱いとするのが筋だと私は思うのです。それも含めてご回答お願いします。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

私、ちょっと先ほど申し上げて説明不足だったのかもしれません、買い取りがあるかと、これありません。買い取りによって金額が変わる仕組みがあるかというと、これはありませんということでございます。

それで、今回の損害賠償の仕組みの中で、これ私どもが受けているある意味制約というのは何かというと、財物の賠償については解除時期に従ってやるということでございます。おっしゃったとおり解除時期が早いと、財物のところが手薄になるというのがございますので、繰り返しになりますけれども、こちらのほうに事業用の不動産についての収益性は営業損害に反映をするというふうに、こう書いていますけれども、まさにそこがそういうことでございまして、こっちのほうの営業損害の収益性を田畠や、そういう償却資産にのつけて財物としてお支払いをするということもあり得たわけですけれども、それをやると制約の中で解除時期にリンクして早く解除された方がもらえない、非常に少なくなるということで、できるだけ営業損害のほうに寄せたということでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 私は、営業損害のことは一言も聞いていないのですけれども、個人のお話をしているのですけれども、やはり子供と親、それに付随する親はやはり新しく別のまちで働いているのです。しようがなくて別の会社で働いているのです。また子供も別の学校へ行ってなれて、楽しくやっている子もいるのです。それで、こういう賠償のあり方だと、最終的には帰ってくださいということですね。でも帰るつもりないです、そんな。また引っ越しして仕事を探して学校も異動して、そんなこともしあなたがそういう立場だったらやりますか。それだったら、6年間帰れないということで100%やはり賠償すべきだと思うのです。もしそれが例えば希望者という形でもいいと思います。帰るつもりは一切ありませんから。そこは、なぜ考えられないのですか。ご答弁お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）
お答えをさせていただきます。

そういうおっしゃられたような考え方、ご批判というのもあるのだと思います。ただ繰り返しになりますけれども、今回の賠償の全体の仕組みの基本的な方針は、戻られる方、それから去られると言っていいのかどうかわかりませんが、移住される方については差をつけないという形でやっております。ですから、私ども非常に苦労しているのは、その中で実際に移転、特に移転される方についてどういうことがあるのかということが難しいということだったわけでございます。先ほど違う会社にというようなお話をされました。これ違う会社に行かれた場合には、もといた会社の給料というのは全額就労不能損害で補償されます。新しい会社の給料はそのまま受け取ることができます。そういうことも含めて何とか助けになるようにというような仕組みを考えたということでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 申しわけないですけれども、仕事が変わるというのはお金だけの問題ではないのです。そうですよね。好き好んで別の会社に今度行って、今度戻ってきてまた探して、あるかどうかわからぬです。そんな状況で仕事が転々とすることができないという話をしているので、お金の問題だけではないのです。

それをご理解ください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） お願いですね。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） さっきからお聞きしている中で、どうしてもまだこれから、今聞いてから検討しますという形の話が多いのですけれども、実際的にもう1年以上たっている。これから検討するということよりも、先ほど出ました1ミリまで落ちるまで何年かかりますかと言ったら、長期にわたりますというお話をいただきました。その割には不動産については6年たたないと損害賠償しないよと、でも一般の人は、町民の方はこの前も何件か仮設の皆さんに行ったときに、帰れないのだから、帰らないのだから……震災からで6年ですね、6年たって待つよりも今全損してください。実際的に今帰ったってどっちにしろ壊さなければいけない、それなら全損でしょう、今くださいと言いたい人たちが多いのです。それで、ただ皆さん方の話聞くと、延ばして、延ばして、延ばしてというようなことしか考えられないというか、私の中ではそう感じていたということと、あともう一つ、先ほどから古い建物という、はっきり言えば古い建物ということは、そこの年数長くいる方ということは、やっぱりお年寄りが多い、今お年寄りの方で一番不安なのが、いつまで仮設とか、今借りているアパートにいるのだと、その状況を早く打破してやらなければいけない。先ほど言っていましたけれども、町民説明会したいのだと、こんな状態で説明したらはっきり言ってお年寄りの将来が見えないという感情で、亡くなったりする方が多く出てくる可能性出てくる。それをとめたいのです。あなたたちの発言は、これをとめるよりも、そういう人たちが多く出るような中途半端な説明としか思えないのです。私は、きょう来て、これは決まりました、これは決まりました。では、どうでしょう。けれども、途中で出しましたけれども、これがあれですよという説明がいただけるのだったらうれしかったのですけれども、いや、これは帰って検討します、これは帰って検討します。結局きょう何しに来たのですかと、逆にこれは前もって私たちにいただいて、意見文もらって、それで逆に検討したやつこれですよと言っていただければわかりますけれども、あなたたちが来た理

由が申しわけないのですけれども、わからない。逆に説明いただく理由も確かにそうなのですけれども、私の中ではそう思えてしまうがないのですけれども。

○議長（宮本皓一君） では、守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

2点あると思うのですが、まず1つは、前渡しか、後渡しかという意味でいうと、これは前渡しをするということでございます。ただ前渡しをする若干の前提がございまして、それは市町村で解除時期をある程度目安を立てていただくと、それに従って前渡しをするということになります。これは、帰還困難は別ですけれども、居住制限、避難指示解除についてはそういうことになります。

それから、決まった話、決まってない話というのはございます。正直申し上げると、きょうお話ししたものについては、中では相当詰めた状況になっています。今お話しした中で、あえて申し上げて決まっていないといいますか、まだ調整が必要だというのは、まさに古い建物についての扱いでございます。これについても、幾つかのアイデアはちょうどいをしております。それは検証しています。ですから、これはある程度の段階で決めなければいけないと、そもそもそんなに遠からず決めなければいけないというふうに思っております。いずれにしてもそんなわゆる二東三文というような形にならないような方法を考えたいというふうには思っております。

済みません、ちょっとお答えになっているのかどうかわかりませんけれども。

○議長（宮本皓一君） 5番。

○5番（宇佐神幸一君） 私の中でどうしても、過去に戻って申しわけないのですが、今回の原子力災害、基本的に今東電で損害賠償やっております。ただ今回東電の運営をする、また管理するという形になった場合、国が管理だと思うのです、国策として。実際的に東電は運営の責任で私たちに賠償をする責任はあると思うのですが、管理側として別枠として国は最初から賠償というものを打ち立てる必要があったのではないかですか。それが基本的に東電にやらせるとしか見えない。これっておかしくないですか。うちらは、国が国策であそこは大丈夫ですよということで、こういうこと大丈夫ですよということですと長年住んでいたわけです。それが結

局実際的にこういうことになってしまった。それで、私は天災と人災というと、やつぱり天災から成った人災だと思うのです。例えばもし浪江もかかわっている、天災のかかわった人たちが天災をもちろんプラスアルファ当然の補償という形を考えてもいいのに、実際今もそうですけれども、東電にやらせる、東電に指導する、あなたたちは何を責任とするのですかと、ただそれを指導するだけですか、賠償に対してのというのは思うのですが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君）　松浦さんかな。

○文部科学省原子力損害賠償対策室次長（松浦重和君）　文科省から、まず原子力損害賠償制度そのもののご質問だと思いますので、お答えします。

確かに原子力政策、これは国の政策に基づいて東京電力が原子力発電所を建設し、電気事業を営んできたと。こういった国の政策のもとに原子力発電を行っておりますが、実際原子力災害が起きた際の賠償については、同様に原子力損害賠償法というのをつくりまして、その中で原子力損害が発生した場合は原子力事業者に責任を集中し、そして無限責任、無過失責任のもとで賠償を行うというふうに、これは法律でもって制度が設計されております。今回も原子力災害発生した際に、賠償については東京電力が行うと、ただ資金調達、その他の不安も現実に発生したことにもかんがみまして、昨年夏には原子力損害賠償支援機構をつくり、国が復興国債を発行してその賠償原資を東電に援助するということで、東京電力は資金調達の不安をなくして賠償に本格的に取り組んだと、さらに先般国が出資をして、さらに財務機関の許可等を行って賠償の実施に万全を期するというふうな状況になっております。したがって、東電が確かに賠償の実施を行っておりますが、国はその責任を認識して東電の賠償に支障を来さないようにさまざまな方策をして取り組んでいるところでございます。

○議長（宮本皓一君）　皆さんにちょっとお諮りいたします。

この後に区域の見直し、除染、それから等々についても説明がございますので、この件につきましては……まだ打ち切るわけではございませんが、3時半ころまでに進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 時間もないことですから、1点だけお伺いしますが、この賠償に避難区域見直しに伴う財物等の賠償金の検討というこの中に賠償金には課税しないという項目が入っていないのですけれども、これは我々の住民の要望なのですが、なぜこの辺が、一昨日の福島民報の新聞等でもその件は触れていないのです。政府検討ということで出ていたのですが、例えば新築の建物で200平米の土地で百四十何平米の建物が……141平米ですか、夫婦、子供2人、4人家族で6,350万円ということなのですが、例えばこの例に算出すると一時所得で課税された場合にはやはり相当なここからマイナス面が生じるのです。こういう方もあるれば、例えば1,500万円相当の賠償金の方もいらっしゃるし、1億5,000万円とか2億円とか、そういう方もいらっしゃるのです。そうなると、この賠償金に課税、まだ全然これ触れていないのですよね。この件に関しては国税局と話し合ったことはあるのかないのかんから、まずその辺から。賠償金に関して問題が提起されているのかどうか、この辺お伺い。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）
お答えをさせていただきます。

これについては、国税当局とかなり綿密にお話をさせていただいております。済みません、まだ結論出ていないのですけれども、方向性として申し上げます。まず、財物の賠償については、これは過大でなければ課税はしないということになっております。我々は、それは過大ではないということで、今お話をさせていただいている。そういうプロセスの中で、実は賠償のいろんな考え方についても、先ほどこの建物云々の話もいろいろありましたけれども、そういう肉づけのようなところも非常に問題になってくるということでございます。いずれにしても、まず財物については課税をしないということで、我々は頑張りたいと思っております。

それから、精神損害は、これはまず文句なく課税対象外でございます。問題になるのは、営業損害ですけれども、これは課税されます。これは、従来から課税されているわけですけれども、問題になるのは一括払いのところでございます。一括払いをしたときにどんと所得が上がってしまうといったようなことがあり得るので、

これについてその回避できるような方策を今国税庁と検討しているという状況でございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 今個人的な賠償で、財物の賠償で過大的なものという言葉が出ましたが、過大な賠償に対しては課税するのか。それと、営業損害、例えばいろんな業務をやっていて、営業損害の賠償額が出て、例えば2億円とか3億円とか、極端な話10億円とか20億円とか、いろんな方がいらっしゃるのです。この場合に営業損害に課せられた賠償というのは、これは相当この辺をやはりこの課題をクリアできないと前に進まないと思うのです。これから富岡町も恐らく賠償から始まって区域の再編、除染、インフラ整備と、やはり6年間を要する……今後5年間は要すると思うのです。その場合に、最後にお伺いしますが、この富岡町に関しては帰還困難区域と同等のすべて地域にすると、再編しない、するしないはかかわらず、帰還困難区域にしてしまうという、やはり5年、6年ここへ書いてあります。事故時点から6年で全損扱いとするというふうに記載されていますから、この辺はどういう考え方でこれを見ているのか……

○議長（宮本皓一君） 手短にお願いします。

○9番（黒沢英男君） その辺お伺いします。この2点。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

済みません、ちょっと質問がわからなかつたのですが、恐らく区域をどうするかというのは、ちょっと後ほどお話があると思うのですが、税制の問題は、これは基本的には営業損害はどうしても利益でございますので、ここは率直に申し上げて、私どもも国税庁にお話ししたことはございますし、また国会でこれは何人の議員の先生方がそれについて問題を提起をされております。ただこの部分は、やはり税の根幹だということで、基本的に課税されるという部分は変わっておりません。ただ私どもが今やっていますのは、一括払いをしたようなときに飛び抜けて課税額が大きくならないような形で何とか進めたいと思って努力をしているというところでございます。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 区域の見直しについてのご質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

区域の見直しにつきましては、昨年ステップ2が終了したということを契機に、昨年末に区域の見直しの基本的な考え方ということを原災本部で決めさせていただいて、基本的にはこれまでの警戒区域、それから計画的避難区域について、今後は線量水準に応じて区域を再編するという方針が決まってございます。それで、その線量水準につきましては、3つの区分に分けていこうということで、少なくとも5年以上長期にわたってご帰還が難しい地域につきましては帰還困難区域、これ線量水準では50ミリシーベルトを超える水準でございますけれども、20から50の間が居住制限区域、それから20を下回る区域については避難指示解除準備区域という考え方でございます。航空機モニタリングのデータをもとに再編をしていくということでございます。航空機モニタリングのデータは、既にございますけれども、双葉町村も含めて全部ございますけれども、具体的なその区分けについては富岡町さんといいろいろな調整をさせていただいておる途上でございますので、まだ結論的なことは申し上げられませんけれども、私どもとしては航空機モニタリングのデータをもとに線量水準に沿って客観的に区域の見直しをしていきたいということで考えております。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 区域の見直しはわかるのですが、当然……

○議長（宮本皓一君） 区域は、この後も出るから。

○9番（黒沢英男君） この問題は後段でも出ると思うのですが、私は富岡町の現状を聞いているのです。今まで富岡町は一律賠償ということで、それをうたっていて、再編にはまだ応じられませんよというような意思、町民のそういう総意のもとに……

○議長（宮本皓一君） 9番、今やっている趣旨とちょっとかけ離れるのではないですか。

○9番（黒沢英男君） だから、これは後段にあれしますが、先ほどの営業損害の

問題で、営業損害、これはわかりました。確かに相当な賠償が出た場合には課税されるというのはわかるのですが、個人の賠償に対して、先ほど言った過大な賠償というのはどの辺の基準を言われているのか、それだけ伺っておきます。

○議長（宮本皓一君）　守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

これは、要は損害に応じた賠償がなされる限り過大ではないということでございますので、私は一応国税庁の見解申し上げましたけれども、そうしないようにするというかたい決意でやっていくということでございます。

それから、その意味は何かというと、結局この賠償は世の中一般に言われている損害に対する賠償というものを超えているのであれば、それは利益とみなされるという、そういう非常に一般論を言っているので、私どもはそれはする気は全くないので、これはあくまでも損害に対する賠償であるという形で説明を仕切りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君）　建物の価値の算定のところで、ちょっと確認というか、お聞きしたいのですけれども、先ほど地すべりの判例とか、いろんなのがあるということが話されたのですけれども、話の中で初めてのことなのでということがあったと思うのですけれども、当たり前のようにこんな放射能ばらまいたの初めてのことなのです。初めてのことを賠償を基準を算定するのに、なぜ過去の例を探すのか。これは、明らかに初めてのことなので、初めての賠償基準でやればいいわけです。初めての賠償基準を出せば、今我々が言っていることはクリアできるのです。なぜそこにいかないのかということ、ちょっとそれ一つだけお願ひします。

○議長（宮本皓一君）　守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

おっしゃるとおり、これ初めてなのです。ただ一方で、それ自体は初めてであります。それから、全体として除染をして戻すみたいな話を、これ初めてなわけです。他方で、こういった形で損害として家屋の賠償をどういうふうに見ていくのかとい

ったようなものは、ある程度積み上げというものがあるわけでございまして、それも参考にしつつ、ただ私どもとしては、とにかくこれをやったがために生活できなくなったりとか、そういうことがないような形ができるだけ担保したいというふうに思っているということでございます。

○3番（遠藤一善君） 答えになってしまんけれども、時間なのでやめます。

○議長（宮本皓一君） 副議長、進めてください。私からひとつお願ひします。

○副議長（山本育男君） 議長。

○14番（宮本皓一君） 先ほど復興庁の木村参事官から冒頭この私どもに説明に来る前に漏れてしまったことに対しておわびがありましたけれども、あの漏れたものがおおよそ国が提示する金額なのか、それを確認したいと思います。

○副議長（山本育男君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

あれは、いつ段階だったか、しばらく前のものでございます。いろんな形で私ども試算しています。そのしばらく前のものでありますが、私も子細にはチェックをしていません。その後も幾つか変わったものがあります。したがって、数字自体は変わります。非常に大きく変わるかというと、それほど大きくは変わらないというふうに思っております。

○副議長（山本育男君） 議長。

○14番（宮本皓一君） 国は枝野経産大臣、そして復興大臣、それから担当大臣と来て、それでこの8力町の首長、知事を交えて話したわけでしょう。それで、その後に事務レベルで少し煮詰めますよという話をされたわけです。まだ煮詰まりもしないうちに、何ですかこれは。こういうのちょっとおかしいのではないか。煮詰まっておおよそ富岡町あるいは8力町の希望がこれに沿えるような形になっているのですか。少し時期尚早だと思います。こんなことで町民、県民にこれからこういうことを説明して歩くなどといったら、皆さんサンドバッグのごとくです。全然聞き入れられないと思います。その辺はどう考えていますか。

○副議長（山本育男君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

途中段階の資料が出てしまったというのは、本当に言いわけのしようがないというふうに思っております。万全の管理をということをお誓いする以外に方法はないのだろうというふうに思っております。ただ1点だけ、私どもが何らかのあれをねらって出したということは全くございません。それだけはぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。恐らくいろんなところで住民の方からもこれはご批判をいただかざるを得ないというふうに思っております。これは申しわけないと言えしかございません。以後は十分に注意したいというふうに思っております。

○副議長（山本育男君） 議長。

○14番（宮本皓一君） 今8力町のものを加味されたのかということを私聞いていますから、そのことも答えてください。

○副議長（山本育男君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

8力町からいただいた要望については、真摯に検討しています。したがって、ここに書いてあるものから一歩も出ないということではないということは、まずお話をしたいというふうに思っています。100点ではないにせよ、やはりいただいたご意見については、私どももできる限りお答えをしていきたいというふうに思っています。

○議長（宮本皓一君） それでは、（2）、国の……

[「3回のうち1回だけ」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、12番、簡潔にお願いします。

○12番（塚野芳美君） 事業用の不動産の賠償で、不動産と、それから償却資産の計算方法、それをお答えください。

○議長（宮本皓一君） 守本室長。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

これ詳細まだ検討中の部分がございますけれども、基本的には不動産についてはやはり固定資産税評価額の倍数というような形が原則になるというふうに思っております。

それから、償却資産については、これ償却したものをそのまま使ってしまうと非

常に価値が低くなりますので、これをまた一回新品価格に戻した上で、緩やかに償却をするというような形の計算方式を今検討しているところでございます。

○議長（宮本皓一君） まだまだ平行線なところはありますが、（2）、国の賠償の考え方については終わります。

次に、（3）、その他に入ります。

賠償関係について、議員の皆さんから国に対して質問事項、確認事項等についてはまだまだおありだと思いますが、ここで町執行部からあれば國の方にお聞きしたいと思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 今ほど各議員さんの質問、あるいは国当局のご回答、まさに平行線でございました。私も先月26日に平野大臣からのお電話をいただいて、その内容については近々住民説明会を開催し、この賠償についての説明をしたいというお話をございまして、大変私はこれについては危機感を持ってございました。そのとき私、大臣に申し上げたのは、今のような状況では我々町側はとにかく対応できないと、住民説明会やつても恐らく大混乱を来すでしょう。大臣、その辺は心得ていますかという話までいたしました。今8カ町村と県との事務担当者レベルの事務的な打ち合わせとしり合わせをしている最中で、大詰めに来ていることは大臣ご存じでしょうね。それを待たずして、そのような公表と同時に住民説明会だけは避けてもらいたいと強く申し上げたことあります。

これは、先ほど各議員さんにも申し上げたとおりでございますが、国側のご回答は、全くこれは大臣と皆さん方の担当のほうとのお互いの意識というか、意識の認識の共有しているのかどうか、非常にこれは疑問に思っております。したがいまして、きょうは急に守本参事官のほうに電話して出席要請いたしましたが、現状はこのような現状を十分に把握してお帰りになってから平野大臣に正確にお伝えしていただきたいと思います。これは、ゆうべの8カ町村ではなくて、復興再生協議会の中でも私が平野大臣に申し上げたこと、信頼を失いつつありますよということ申し上げた、これそのものなのです。だから、住民に寄り添うという言葉が最近なくなつたのです。だから、どれだけ本当に苦しんでいるか、それを今各議員さんが仮設

住宅の町議懇談会にずっと一巡してこられたわけです。その本当に直近までやられた町民の悲痛な願いというものを真に受けてきているのです。それを考えると、今のご回答については全くこれは期待外れだし、もう少し深刻に受けとめて、そしてこれから我々の8カ町村の事務担当者レベルの詰めを十分にしながら、もっと努力していただきたいと、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 町長、答弁はよろしいですか。

○町長（遠藤勝也君） ご回答一言お願ひします。

○議長（宮本皓一君） それでは、答弁をお願いします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室長（守本憲弘君）

私なりにできるだけお話をしたつもりではございますけれども、それが至らなかつたということだというふうに思っております。町長のご指摘承って、しっかりと中には伝えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君） 冒頭私のほうから謝罪も申し上げたのですが、今回の報道の件、特に我々から意図的にということは全くございませんで、出てしまつたと、これは資料管理、情報管理が悪いということの結果でありますけれども、意図的でないということはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。今町長からもお言葉いただきましたけれども、きょうのこの議論の内容につきましては、平野大臣にもしっかりと帰つてから報告をいたしまして、また今後の検討に反映させていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（3）、その他を終わります。

これをもちまして付議事件1、賠償についての件を終了いたします。

次に、付議事件2、その他についての件を議題といたします。

本日は、インフラ復興、区域見直し、除染関係など、担当者の皆さんにもおいでいただいておりますので、これらについてもこの機会に確認していただきたいと思

います。

議員の皆さんからありますか。

[「ちょっと10分ぐらい休もうて」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）では、この時計で50分まで休議します。

休議（午後 3時42分）

再開（午後 3時50分）

○議長（宮本皓一君）それでは、再開いたします。

先ほどインフラ復興、区域の見直し、除染関係など担当者の皆さんがあつておられますので、皆さんから質問があればここで承りたいと思います。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君）先ほどの質問でちょっと足らなかつた点があつたので、もうちょっと聞きたいのですが、まず今回の賠償期間……

○議長（宮本皓一君）賠償は終わりました。インフラ復興、区域の見直し。

○5番（宇佐神幸一君）では、1つだけ。今回のいろんな面について、実際的に原子力損害賠償紛争審査会というのありますけれども、実際的にこのような話がつくる前に、実際に地元の意見をこういうところで聞くのではなくて、何でこの審査会にはつきり言うと地元の方を入れなかつたのか。

○議長（宮本皓一君）宇佐神議員、話が違いますから。話をよく聞いていてください。

インフラ復興について、区域の見直しについて、除染関係についての担当者が来ておりますから、そういう質問があればここで承ります。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）きょう文科省來ているので、文科省にも質問させてください。

3.8マイクロが20ミリシーベルト、これは文科省でこういう計算方式使っているのだけれども、私の知っているところではこれは屋内待機、そのときに暫定的につくったもので、これは別に国際で使っている計算方式でもないし、いつまでこの計

算方式を使うのか、ICRPあたりでこういうふうな3.8マイクロが20ミリだと国際では言っていませんよね。それについて1点。

あと除染、年間1ミリシーベルト、富岡町では1ミリを目指すと、私は町長は多分1ミリになるまで帰町宣言しないのではないかとは思っているのですけれども、1ミリになるまで何度も除染するのか、それともモデル除染や何かでもう結果もわかっていることだし、途中であきらめるのか、自然減衰を待つか、その辺の見通し。

あともう一点は、中間貯蔵ということで、以前に30年間は双葉郡内に仮置きして、30年過ぎたら法制化をして県外に持っていくと、この県外のどこに持っていくと、結局これ何でこういうこと聞くかというと、高レベル放射性廃棄物、これは六ヶ所で中間処理すると、では最終処分はどこでするのだと、決まっていません。今までの国のやり方は、決まっていないことを先に進めて、それであと30年後、50年後どうにかなるだろうと、そういうやり方をしてきてているのです。今回も中間貯蔵でそんなことやられたら大変なものだから聞くのだけれども、最終処分をちゃんと明記した上で、ここに中間で置かしてくださいと、そういうやり方をしてくれるのかどうか、この辺ちょっと答えてください。

○議長（宮本皓一君） 須藤さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 内閣府の須藤でございます。1点目の線量の関係は、私のほうからお答えをさせていただきます。

3.8マイクロがなぜ20ミリになるかというのは、議員多分ご案内かと思いますけれども、8時間屋外で、16時間屋内で過ごした場合の計算方法として、その16時間は木造家屋ということで考えた場合に、これ20ミリになりますということでございます。この計算上の20ミリと実際にガラスバッチ等で計測した値、これがどうかという比較を私どももし始めております。まだサンプル数が少なくて大変恐縮ではあるのですけれども、計算上の理論値というよりも、実際の数値のほうは低く出ております。福島で子供たちにやったときには、これちょっとサンプル数が少ないのですが、大体4分の1程度でございます。もうちょっとサンプル数をふやして、さまざま、農業をされている方、いろんな方々あると思いますので、これで示してい

きたい、そういうところも示していきたいと思いますが、結論から申し上げまして、今の3.8マイクロで20ミリという計算は、一般的には保守的にされているということだろうと思います。今 I C R P のご指摘ございました。I C R P の基準は、理論値でやるのではなくて、実際に浴びた値でやりなさいということになっております。したがって、今私どもは直ちに避難指示を解除するわけではなくて、区域の見直しをして、それで復興への歩みを進めていこうということでございますけれども、その意味では計算上で固めの数値、保守的な数値を使わせていただいて、さらに実測値、実際に生活上どういう値が出てくるかというデータは提供させていただきながら、またこれは皆様にご提供させていただきながらさせていただければということになっております。

説明が長くなりましたが、このような事情で3.8マイクロを20ミリという、年間20ミリという形で換算しているという実情でございます。

○議長（宮本皓一君）　松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君）　年間1ミリシーベルトまで何度も除染するのかということと、あともう一つ、中間貯蔵施設の県外の搬入先についてなのですけれども、まず年間1ミリシーベルトまでというところですが、モデル事業の結果も出そろったところでして、同じところと同じ除染方法で何度も除染してもなかなか下がりにくくなっているという結果も出ているところです。したがって、今まで使った除染技術とは違う技術を使ったりですか、また再汚染の可能性もあると思いますので、そういうところは徹底的に何度も除染のほうをさせてもらいまして、長期的にしっかりと1ミリシーベルトを目指せるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

次に、中間貯蔵に関してですが、これも30年後の県外への搬出も難しいことは重々承知しております。さらには、中間貯蔵施設の場所すら現在双葉町、大熊町、そして楢葉町さんに調整お願いしているところですけれども、そちらのほうもやはり難航しております。やはり全体的に中間貯蔵施設として県外への搬出難しいことは重々承知なのですけれども、ここは細野大臣もしっかり必ず中間貯蔵施設を設置させてもらう、そしてその先には県外に搬出させてもらうということをお約束させて

もらっていますので、それをしっかりと担保できるように検討させてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 3.8マイクロの件、これ1メートルということでもあるのだけれども、通常電離放射線防止規則、そういうものでは地上1センチでやっています。あと土壤のベクレルの計算、あれなんかも国際では5センチを1キロとるけれども、文科省は30センチを1キログラムとするから、かなり薄まって出てくるので、どっちかというと国民に寄り添って安全側に立った計算方法、そういうものをこれから採用してください。8時間表、室内16時間、これはわかって質問しています。

あと今の中間貯蔵の考え方のことなのだけれども、やはり今まで原子力行政というのは後回し、後回しなの、何でもそうなの。だから、これから第一原発は廃炉が入るよね。当然原子炉本体の廃炉も入るし、放射性廃棄物なんてレベルではないから、高レベルの話だから。そういうのだって、では青森で引き受けるかといったら引き受けないから。そういうふうに先々までをすべて決めて、それで取り組まないと、どっちみち地元の人間はよそでこんなのもらわねべとわかっているのだから、だからこういったごみは1カ所に固めると、そういうふうな考え方を持ってもらいたい。双葉郡にあっちにごみ、こっちにごみではなくて、こういう放射能のごみは高線量のところに1カ所に固める、これは高レベル放射性廃棄物もそう、こういう考え方を持ってやってもらいたい。ちょっと答えください。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） ご指摘ありがとうございます。説明の仕方、それから実際の測定方法等、データを含めて、これ政府全体かかわることでございますので、まさに政府全体できちんと説明できる体制をつくっていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 中間貯蔵に関しましても、もちろん原子力政策にかかわるそういう放射性廃棄物の件も含めて環境省、除染だけでは当然かかわる話ではありませんので、しっかりと国として対応

させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 除染のことできちんと、例えば除染は国が責任を持つということでやっているけれども、環境省とかそういうふうな経済産業省とかの人間が来て除染やっているわけではないから、地元の人間も携わっているわけだから、そういう中でこれから今現在はなくとも長期的にそういう放射線被曝、内部被曝取り込んでしまったとか、そういうことあった場合には、業者の責任にするのではなくて、国策でやっているのだから国が責任を持ちますと、ここで断言してください。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 環境省です。除染に関しましては、厚生労働省で取りまとめられている除染電離則に基づいてしっかりと放射線管理をさせてもらっております。そして、今富岡町ではまだ進んでいませんが、ほかの市町村では実際に除染工事発注しております。その中でしっかりと放射線管理ができる体制というものを義務づけておりますので、私たちのほうももちろん現場監督して現場にも連日行っておりますので、そういうところは管理、責任を持って管理していきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 先ほどのちとガラスバッヂの件で、実際の値が少ないという値が出ていたのですけれども、ガラスバッヂは基本的にまだ子供しか持っていないと思うのですけれども、ご存じないのかと思うような発言だったのですけれども、子供は基本的に外で遊ばないようにしてください、土いじるな、これは当たり前のようになっています。こんな胸のところにつけていたってしようがないので、足にもつけさせてもらつたらいいのではないか、ガラスバッヂを。そうするとどのくらい正確に出てくるのかわかります。中に入って、例えば一時帰宅して帰つて、ポケットに線量計入れておいて何かあって下にしゃがむと一気に放射線量上がるのです。頭と心臓に1メートルだから、心臓にまで来ないですよね、大人だったら。腹のところでオーケーだったらオーケーなのかという問題が出てくると思うのですけれども、先ほどの高さの問題もありますけれども、ガラスバッヂでとるのは

無理です。だから、理論上で国際的には決めているのだと思います。それをいいかげんな値を、正確ではない値をとって、はい、実際にありませんから大丈夫ですというのはちょっとお門違いだと思います。

それから、あと先ほど20年後の自然減衰の発表しましたということで、内閣府から出ていたと思うのですけれども、あの地図はどういう意図で公表したのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、あのままでいくと除染、20年後でも僕のところはまだ当然1ミリなんかならない、白抜きにはならないのですけれども、そういうことは20年もあなたは帰れないですよということを言うために、あの資料を出したのかどうか、ちょっとその辺答えてください。

○議長（宮本皓一君） 須藤参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） まず、前段でございます、ガラスバッチのお話ございました。済みません、私の説明至らないところあります、先ほどまさに一例として福島市の子供たちのお話をさせていただきました。議員ご指摘のとおり子供は余り外で遊ばないようにしているとか、そういうようなことも、そういう側面もあるかと思います。したがいまして、私どもほかでももちろんサンプルとっております。大人等も含めてサンプルをとっておりまして、またそのサンプルをふやしてきちんとデータでお示しをしていく、これが一番安心につながると思いますので、理論値だけではなくて実績値でお示しをするということをしていきたいと思います。

先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、ICRPは理論値でやれということではなくて、実績値で、実行線量でやるようにということになっております。したがって、まさに富岡町さんも今度線量計、議会でご審議があったとお聞きしておりますけれども、さまざま形で線量計でとられたデータというのは当然私どものほうでもきちんと分析をして、それをまたお示しをしながら、より放射線の被曝を実際的に下げていくと、理論上だけではなくて実際的に下げていく、こういう取り組みを進めていきたいと思っております。

先ほど済みません、説明不足で失礼いたしました。ありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 後段のご質問について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先般被災区域の今後の長期的な線量の予測というものを公表させていただいたわけでございますけれども、今回の原発事故で非常に広範囲に放射性物質が拡散をして、非常に長期的にご帰還が難しい区域があるという現実を踏まえまして、かねてより各市町村でいろいろ意見交換をさせていただく中で、やはり住民の皆様方が今後みずから生活設計を立てていく上で、線量水準というのがどういうふうに長期的に推移していくのかと、そういう見通しを国としてやはり出してくれというようなご要望がかねてからございました。それで、今回お出しをさせていただいたものは、自然減衰と、自然減衰といいましても物理的に放射性物質が半減期を迎えて放射線量が下がっていくという効果と、それからウエザーリング効果と申しておりますけれども、雨風によって自然に減衰していく部分と、この2点を予測いたしたということでございます。

それで、あくまでも予測というのはそういった意味で住民の皆様方に今後の線量水準というのはどうなるかということをやはりお知りになりたいというニーズがあるということを踏まえて、ご提示をさせていただいたということでございます。

ただ線量予測については、本来であれば除染の効果等をきちんと織り込んでやるべきではないかというご指摘もいただいておりまして、これ昨年来モデル事業等いろいろやり、どのぐらい除染の効果見込めるかというようなことを今精査をしておりますけれども、今後将来的にはそういった見通しも加味しながら、もう少し精度の高い予測ができるよう努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今どのぐらいになるかと、見通しをつけると、見通しはつきります。だから、僕のところは20年たってもまだ白にはならないということだけはつきりしています。先ほどの賠償と全然合わない、5年と20年ではどこにあるのかなと思います。

それから、今モデル除染の話が出たのですけれども、モデル除染をしているので

例えば富岡だと夜の森地区と中学校の周りをやったわけですけれども、モデル除染をして現実に家の周りの線量が汚染されている、まだら、相當ぐちゃぐちゃにまだら目になっているというのは多分わかっているのだろうと思うのですけれども、そういうことが一切発表がない。個人情報なので、その家のものがない、出てこないということなのかもしれないですけれども、みんな心配しているのは家の中どうなるのだろうと、雨漏りしているうちは取り壊せばいいと言われればそれまでなのですけれども、そういうところがどういうふうになるのか、では具体的にどういうところが高くて、どこがどういう処置をしたことによって下がったのか。では、自分の家の周りはどういう処置をすれば、実際最終的には下がるのかということ、これは今まで帰らない人の話をしていましたけれども、帰りたい人もたくさんいるわけで、帰りたい人はそういうところが非常に疑問に思っているのです。そういう細かな、何をしたときに何をどうなったという資料が大ざっぱにしか、どぼっとしか出でていないのですけれども、具体的に細かい資料というのは発表にならないのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君）　モデル事業に關しましては、富岡町に関しては4月ぐらいに終了していたのですけれども、先日ようやく全市町村の結果が取りまとめられて報道発表されたところであります。個々の住宅の個別のどのように除染を行ってどのように下がったかということに関しては、やはりおっしゃるとおり個人情報でありますので、その除染の同意をいただいたお宅の方には詳しくご説明させていただいております。それ以外の概要版という形では、3月にもこのような除染方法を全市町村的に行ったらこういうふうに下がったとか、そういうような報告会を行わさせていただいております。

そして、そのモデル事業はやはりモデル事業で終わりというわけではなくて、しっかりと本格除染に活用していきたいと思います。モデル事業のほうは内閣府がしていただいておりましたが、それを環境省のほうに引き継いで今後は本格除染という形で実際に行っていくことになります。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 僕らに情報はなしで、あなた方だけやっているのが先ほどから何回も出ているようですけれども、少なくとも富岡の僕の知っている住民はあなた方の言っている情報をだれも信用していないです。なので、きちっとしたデータでやっぱり出してもらわないといけないです。個人情報で出せないというのであれば、1軒1軒説得して、その人たちから出していいかと聞いているのですか。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 申しわけありません。そこまでは聞いておりません。ご意見をしっかり受けとめて、とりあえずまずは町のほうにご説明のほうからさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 区域の見直しについてお伺いします。

今回富岡町は、3つに区切られるということで進められているようですけれども、この測定方法について航空機によるモニタリングを採用してやられるということですけれども、実際のところ航空機というのは何メートル上空か忘れましたけれども、そんなばかり方で区域を見直しすることにはちょっと私も納得ができないのですけれども、やはり警戒区域に入りまして、現地でちゃんと測定をしていかないと見直しについてはちょっと納得できない部分があるのですけれども、その件についていかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 区域の見直しについてのご質問でございます。航空機モニタリングのデータが信頼できるのかということをございますけれども、今回の私ども区域の見直しの考え方は、行政区あるいは字といったような一つのコミュニティー、まとまりを1単位として区域の見直しをやっていきたいと思っております。といいますのも、例えば住戸ごとに指定をするとか、そういうことになりますと一つのコミュニティーの中で帰還困難区域になったり、居住区域、非常に混在した状態になるというのが、ある意味コミュニティーの分断につながってしまうということはござりますので、ある程度まとまった単位で指定をしていくということを考えております。そういたしますと、区域の中の平均的な線量水準というものを測定をする必要がございます。これは、なかなか地上で1点

1点をはかろうとしても、なかなかそういうことができないところもございます。例えば森林でございますとか、あるいは住戸の中でございますとか、そういったことがございますので、できるだけある一定の区域の平均的な線量水準が把握しやすい方法として航空機モニタリングというのを採用させていただいております。

それで、そのデータの精度はどうかということでございますけれども、このデータの精度についても私ども検証しております、地上で相当程度複数地点で実測をしたデータの平均値と、それから航空機モニタリングで測定した値と突き合わせて、その相関を見ているのですけれども、ほとんど相関が1に近いという状況でございますので、私ども平均値を測定する手法としては航空機モニタリングというのは妥当な方法だというふうに考えてございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） その平均値というのは、はっきり言って帰還困難と居住制限の境目の人にとってはすごい、1歩、2歩の問題なのです。それを平均で出すというのは、それによって賠償額も変わってくるわけではないですか。そんな平均値なんていうのははっきり言って納得できません。

それから、解除準備区域の低い地域、ここにも高いところがたくさんあるのです。その辺は把握されているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） ご指摘のとおりでございまして、その区域の中にはたとえ解除準備区域であっても、その線量水準は高いところがございます。いわゆるホットスポット的にその線量が高いところはあります。それはございますけれども、今回はやはり私ども区域の見直しは面的単位で行いたいというふうに思っております。そういうことから、その面の中に高いところがあるということにつきましては、それは除染等の対応で下げていくという努力をすることによって、全体の区域の評価としてはやはり一定程度平均的な数値を採用して区域をまとめて、そのコミュニティーの中が分断されないような形でまとめて区域の見直しをやるという方針で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） コミュニティーを分断することはやはり避けなければいけないと思いますけれども、それにしてもやはり私は納得できません。町民も多分納得できないと思います。

それから、ホットスポット的なところに関しても、ちゃんと国で担保するのですか、見直しの際にここは20ミリに必ず下げますと、下げるから見直しをして帰町してもらうという約束をされるのですか。約束してもらわないと、かえって20ミリ以上であればはっきり言って準備区域でも何でもないです。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） これは、除染の問題も兼ねますので、環境省からあと補足してもらえばと思いますけれども、基本的には今回区域を見直しを行ったとしても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、これいすれも避難指示が継続をする、そういう区域でございます。居住はご遠慮いただくという前提でございますので、ここにおける除染については国が責任を持って除染を進めるという基本的な方針のもとで除染を進めていくということだろうと思います。当然ながら除染のやり方につきましては、その区域の見直しも踏まえて、それぞれの区域の状況に応じてしっかりと優先順位を決めて除染をしていくのだろうというふうに考えてございます。いずれにしてもその具体的な除染計画の中で、そういった全体の優先順位なり工程をしっかりと考えながら除染を進めていくことだろうと思います。

○議長（宮本皓一君） 松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 除染に関しましては、進め方としては実際にどの地域から優先的に除染をしていくかということを町の方とまず調整をさせていただいて、それを除染実施計画という形に落とし込みます。そして、その計画に基づいて優先する地域から除染していくわけですが、実際に除染に入る前に各建物ですか、建物の敷地内に立ち入りをお願いさせてもらって、その建物の敷地内でしっかりとホットスポット等その場所の線量を図ることから、その線量に基づいてどういう除染方法を採用したらいいかということを検討いたします。そして、それで検討した除染方法の案を実際の土地の所有者

や建物の占有者の方にお持ちをして、実際にこの方法で除染してよろしいかどうかということを協議させていただくというような形になります。

この立入調査につきましては、ちょっと回答以外のことになるのですけれども、立入調査に関しましてはまずはやはり住民説明が必要ということで、現在は他の除染以外の賠償のことも含めた住民説明になるかと思いますので、現在ちょっととまっているという状況になります。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） とにかく警戒区域の見直しの再編については、20ミリだったら20ミリ以下が全部ならないといけない。50ミリ以下は50ミリ以下に下がらないと、我々議会としても見直しには応じられない、応じないと考えていますので、そのつもりでいていただければと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 4点ほど確認します。

まず1つは、除染、それから除染する前の線量、除染後の線量、それから今の線量にも関係してくるのですけれども、あちらこちらに相当数の富士電気製の測定ポイントがありますよね。あれが、私は十数カ所しか確認していませんけれども、すべて低く出ているのです。この信頼性がどうなのかと。そうしますと、今現在の線量、それから除染した後の線量も本当にこれ信用できるのかいということが1つなので、その辺が1つと。

それから、今後また除染を進めたとしても、言われている1Fの4号機、建築基準法上の膨らみは規格値内だということ言っていますけれども、さらに膨らみが出てきましたよね。そうしたときに、単なる建物の強度だけではなくてプールも含めた全体としての強度は本当に大丈夫なのかいということが1つ。

それから、3点目が農地の除染ですけれども、深耕とか反転耕とかということを考えている節が大分ありますけれども、それはその場で薄めたり、下のほうにやつたりするだけで、基本的に放射性物質を除去するわけではないので、私はこういう

方法は余りやらないほうがいいと思うのですけれども、いかがお考えなのか。

さらには、今5ミリ以下ですから、国が金出すだけで各市町村がやれよということでやっているうちの一つで、広野町でやっている除染ですけれども、基本的に宅地から20メートルまでしか立ち木とか何かの倒伐はしない、枝打ちしかしない。また落ちつきますよね。幹とか枝に今でもついていますよ。雨降った後なんか行ってもう一回はかると、さらにまたそこが線量値が上がっています。ですから、なぜそういうような小手先の、ちょっと言い方悪いのですけれども、ごまかしをやろうとしているのかということが1つ。

4点目がウエザーリング効果で確かに薄まる部分もありますけれども、逆に新たなホットスポットができる部分もあるはずなのです。その辺は、いかがお考えなのか、この4点お尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 内閣府、須藤参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 済みません、私のほうから測定数値あるいはウエザーリングの関係ご紹介をさせていただきます。

富士電気製のという個別の会社の名前もありましたけれども、これモニタリングポストのことによろしくうございますか。

〔「ポストだと思います」と言う人あり〕

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 済みません、逆に質問しまして、ご無礼いたしました。

これ済みません、直接のちょっと担当者が来ていなくて恐縮でございますが、文科省が設置している計測値、いわゆるモニタリングポストにつきましては、今のお話のように低く出るのではないかというご指摘いただいていること率直に言ってございます。これについてですけれども、原因は幾つか考えられると思うのですけれども、機械そのものはちゃんと校正をしておりますので、はかっている値は基本的には正しいと認識しておりますけれども、例えば割と大き目な機械を置くときには、土を掘り返して、それで地盤ですね、固定するためにコンクリートを打ったりしてやったりとか、あるいはバッテリーを置いたりということがあります、これが遮へい効果を持つてしまうというようなことがある場合がございます。こうい

つたことにつきましては、今まさに文科省のほうでも原因分析をし、数値が違って出てしまうのではないかというようなところについて、どういう対処方法をするかというところを検討中と聞いています。あえて先取りをして申し上げますと、区域見直し等をする際には、先ほど申し上げました航空機モニタリングのデータと、それからちょっと気が早くなりますが、解除の際には当然ですけれども、地上ではかった、人間がはかったデータなども活用しながらやっていきます。このモニタリングポストのデータをもって実際の区域見直しとかをするということではありませんで、この数値そのものはいろんな経時変化、こういったようなものを見るのに対応していくというような形での展開ということになろうかと思います。これについては、済みません、数値がズれているところについては、またどういう対処が必要かというようなところは今検討中ということでございます。

それから、私からの回答の2点目でございますが、ご指摘ありましたウエザーリング効果でございます。これについては、今議員ご指摘がございました流れるという懸念と、それからもう一つは土の中にしみ込んでいく、土が遮へい効果を持つという両方の効果があろうと思います。これも除染等に関係してくることになりますけれども、これはまた環境省のほうから補足があればしていただければと思いますけれども、実際どういう形で広がっていくのかどうなのかというところについてはきちんと正確に分析をして、またお示しをしていこうというようなことも今政府で取り組み始めております。どちらも申しわけありません、作業がもっと急いでやらなければいけない分野であるということは反省をし、肝に銘じてということでございますけれども、できるだけ正確なデータを分析とともに、また皆様にお示しをさせていただければというように思います。

以上でございます。

○会議時間の延長

○議長（宮本皓一君） 4時30分になりますが、時間を延長させていただきます。

どうぞ、渡邊さん。

○経済産業省原子力安全・保安院特別顧問福島地域原子力安全業務統括（渡邊 誠君） それでは、保安院の渡邊でございますけれども、議員のご質問2点目につき

まして、ご説明させていただきます。

除染を進めたとしても、4号機非常に不安だということで、それからまた出てくるというご趣旨のご質問であろうというふうに思います。膨らみも見つかったということではないかということで、ご指摘のとおりでございまして、実は5月の17日から23日にかけまして、4号機、年明け以降大丈夫かということございましたので、東京電力が自主的に点検をしました。上のほうでその水位をはかる、膨らみがないかというのを光学的機器でやったと、そのときに33ミリですね、西側でございますが、一番大きいの、それ局所的な膨らみであろうということで、が出たということで、保安院のほうから、ではもうちょっと詳細にきっちりと調査をした上で、さらにその耐震性について、ご指摘ございましたプールの耐震性と建屋の耐震性は大丈夫なのかということを指示をしたところ、6月の25日にその結果が出てまいりまして、そのときもまたご指摘のように、それに加えて膨らみが何ヵ所かあったと、その最大値が46ミリ……46だったと思いますが、256分の1という、長さに対するその膨らみの率ということは、これもご指摘の建築基準法では200分の1ということでございますので、それは満足しているということでございますが、それは本当に大丈夫かということで、膨らみのあったところの強度なしにして再度その詳細な解析を事業者として実施したところ、建屋としても、さらにはその使用済み燃料プールとしても耐震性には問題ないと、前回のような同程度の規模の地震が起こっても問題ないということを計算をしたということでございます。ただそれ6月25日に我々受け取っておりまして、今有識者ですね、きっちりその分野の専門家の意見を聞きつつ評価をするということでございまして、今それ評価中でございますが、現状ではそのようなことを事業者は言ってきてているということでございますし、その前段階の話として、昨年に耐震のその評価、これ我々もきっちりとダブルチェックもし、独自にその計算もし、やっておりまして、問題ないということを出しております。したがって、今回の結論はもうすぐ我々としても評価出るものですから、それを先取りしてということではございませんけれども、現時点においては4号機が何らかの影響を与えるということはないであろうというふうに我々としては考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君）　松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君）　まず、農地の除染方法についてですが、農地の除染方法に関しましてはおっしゃるとおり深耕ですとか反転耕といったような除染メニューもあります。そして、それ以外にも表土はぎというものもあります。やはり農地に関しては、ただ空間線量下げればいいというわけではなくて、やはり作物への移行をしっかり考えていかないといけません。営農のことも含めて現在復興庁、そして農林水産省、そして環境省のほうで農地の復興に向けたアクションプランというものを今検討させてもらっているところです。そういうものを含めて総合的に除染をさせていただきたいというふうに思っています。

そして次に、家屋から20メートル以内についてのみの除染ですけれども、これはやはり富岡町全部で1万6,000人以上の方が住まわれていて、非常に広大な面積も有しております。まず、優先的に除染をすべき場所として家屋の敷地内、そしてその敷地内から20メートル、家屋からではなくて家屋の敷地内から20メートルの森林をまず除染させていただけないかというふうにご相談させてもらっているところです。それ以外のことに関しましても、まず優先的に生活空間の除染が終わった後に隨時検討していきたいと思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

最後に、ホットスポットに関してですが、ホットスポットに関しましても除染が終わったら、それで終わりというわけではなく、しっかりとその後もモニタリングを継続してまいります。そして、ホットスポットはここまで来たら敬遠すべきものではなくて、しっかりと再汚染のその経路というものがやはり見えてきておりますので、集水ますとかそういったところが高くなってくるということがわかっておりまして、そういうところをしっかりと把握をして徹底的につぶしていくという対応を行いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）　木の話がちょっと返事もらえてなくて答弁漏れしているの

ですから枝打ちだけではなくて伐倒したらいいのではないか、そういう方法を本当に考えないと2度びっくり、3度びっくりで手間がかかりますので、ですからそれを私は積極的に進めるべきだと思うのですけれども、それはまとめて後でお答えください。

それから、今のモニタリングポストの件ですけれども、遮へい効果、私も必ずしも正確でもないけれども、今あるセンサーのほぼ同じ地点にヨウ化ナトリウムのプラシー持つてはかっているのです。ですから、条件的にはほぼ同じ、逆に言うと若干あれに金属のカバーがかぶっている分だけ向こうが低く出る、でもそれもおかしいので、本来はそれをかけたままの状態で何を使ってキャリブレーションやっているかわかりませんけれども、もしかしたらラジウムかな、わかりませんけれども、エネルギーが違うのかなとも思うのですけれども、ただこれを地域の人は今回の事故以来こういう数値を一生懸命皆さん見ているのです、心配して。ですから、それは後でやるからいいよではなくて、今現在正確なものを表示するようにすべきであるということが言いたいのです。それをまたお答えください。

それから、先ほどの建物の件ですけれども、こういう言い方は失礼なのですけれども、東電がはかったもののデータだけを国のほうでチェックしている。本当にはかったデータに信頼性あるのですか、ないですか。あわせてお答えください。

○議長（宮本皓一君） 内閣府、須藤参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） モニタリングポストの関係、問題意識共有をいたします。申しわけありません、今の時点で文科省のほうの対応も検討している部分ございますけれども、後でやるからいいということ、私ども思っているわけではありません。今現在きちんとした数値で信頼できるようにというのは、ご指摘ごもっともだと思いますので、これは済みません、急ぎ対応進めてまいります。申しわけありません。

○議長（宮本皓一君） 保安院、渡邊統括。

○経済産業省原子力安全・保安院特別顧問福島地域原子力安全業務統括（渡邊 誠君） データの信頼性のところ、これきっちり我々としても確認をしないといけない点だと思います。ただ本件に関して申し上げますと、膨らみがあったところの耐

力をゼロにしたという話でございます。したがって、そこの膨らみの壁がないと、そこで何も受けないという前提での計算ということでございまして、それをお々としてもお々のやり方で計算してそういう結果になるのかということをチェックをしていかないといけないということでございます。したがって、とるときのもちろんやり方等々はきっちりとお々として確認をしております。その上で、独自にお々としてもダブルチェックして、この耐震性ということに関していえば計算をしているということでございますので、そこはその結果においては信頼をいただけるものであるというふうに思っています。

例えば一例で、では上のほうで先ほど申し上げました光学的にはかる測定の仕方も、こうはかるというのは実際にあそこにマーキングあると、そういうのは全部確認していますし、上で例えば水平であるというプールの4隅で図ったというもの、実際に上に上がってこのようにはかるのだということで、それはチェックも確認をしております。実際にこのようにはかるのだというのは、実は5月の26日に細野大臣も上のほうに上がりまして、こういうやり方でやっているというのは確認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 環境省、松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） 枝打ちだけではなくて、伐採を初めからしたほうがいいのではないかというようなご意見なわけですけれども、富岡町の建屋周りの立木をすべてやっぱり伐採してしまうと、かなりの廃棄物量となってしまいます。富岡町の皆さんにしましては、廃棄物の量が仮置き場の量が除染方法定めるということは本当まこと失礼だとは思うのですけれども、私たちとしてはやっぱりできるだけ廃棄物量も少なくなるような除染方法を目指す必要があります。このためやはり場所によっては枝打ちという除染方法をとらざるを得ないような場所にもなってきますが、やはりまず敷地内の線量を調査させていただいて、その中でその場所に応じて幾ら枝打ちをしてもほとんど線量の低減効果がないような高線量の地域とかもあると思いますので、そういったところはしっかり対応していきたいというふうに思います。申しわけありません。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 伐採の件ですけれども、廃棄物の量がふえるから、本末転倒でしょう。だったら燃せばいいでしょう。60分の1減りますよね。自分たちの仕事の都合を考えて、また枝とか幹、それから葉に、常緑樹についているもの、それがまたまき散らかされることを考えたらば、持ち主が嫌だという場合にはまた別な問題が出てくるのだと思うのですけれども、私が聞く範囲では嫌だという人はほとんどいないのです。逆にきれいさっぱりやってもらいたいという人が多いのですけれども、そんな自分たちの都合で廃棄物の量を減らしたいのか、予算を減らしたいのか知りませんけれども、そういうことではなくて、もう少し前向きに考えた答弁はできませんか。

○議長（宮本皓一君） 環境省、松永さん。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染対策課主査（松永暁道君） ご提案のとおり焼却という減容化も検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） インフラと復興についてお聞きしたいと思いますが、まず基本的にこれからの中興のために高速道路、常磐高速、この辺富岡まで開通と、それから、延伸ですね、その辺どうなっておるのかと。

あとＪＲ駅、富岡にあるＪＲ駅はご承知のとおりでございますが、これが復旧するのはいつかと。

あともう一つは、町の復興の中に下水道等の部分はかなり費用がかかる部分なのです。災害前も各自治体苦慮しておったわけでございますが、その辺今後政府でどのような形で見てもらえるのかどうかと。

あと雇用の件でございますが、新聞発表等を読みますと、まるで大学の論文を読んでいるような感じで、実際どのくらいの雇用が生まれるかということ全然把握できないです。それで、現実的には双葉郡には災害前は約1万人の雇用が東京電力関係で生んでいたわけです。ところが、いろんなこと書いてありましたけれども、研

究機関とかなんとかいろいろなことがありますけれども、実際どのくらい生むかということ全然わかりませんので、双葉郡には当面除染と廃炉で飯食えというのか、その辺具体的にお伺いしたいと思います。

あともう一点は、20ミリ、20ミリということをよくひとり歩きしていますが、これは国際的にも権威のある機関が発表したことは了承しておりますが、しかし現実的に20ミリで帰還しますよという町民はほとんどいません。それで、あと世界の中には10ミリからの高線量のところは南米の地区とか国々ありますけれども、20ミリで住んでいるところというのはちょっと私知る限りではないのですが、私の知るところでは低線量を生まれてから長期間被曝した場合どうなるかということは、まだ正確には確立されていないと思いますけれども、その辺もあわせて答弁願います。

○議長（宮本皓一君）　復興庁、木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君）　まず、常磐道につきましては、これは遠藤町長からも我々平野大臣に対する要望の中含めてかなり強く地元の方々から復旧の要望出ておりますので、政府としてもかなり重く受けとめています。今もうご案内かと思いますけれども、この7月、今までモデル除染を実施をしているということになっておりまして、そのモデル除染の結果が出ましたら、早急に復旧に向けた準備に入れるのかどうか、そのモデル除染の結果を見てということになりますけれども、特に富岡インターまでの開通につきましては非常に強いご要望があるということは重く受けとめて、これからも国交省と、あるいはモデル除染実施している各省とも検討してまいりたいと、いずれにしろちょっと結論出なくて恐縮ですけれども、かなり重く受けとめて前向きに取り組んでいるということでございます。

2番目のJRにつきましては、ちょっと常磐道と異なるのが民間の企業、JRということでございますけれども、これたしか済みません、5月だったかと思いますが、4月だったか5月だと思いますが、政府としてもJR任せにはできないという趣旨で、政府の関係各省庁と、あとJRの間で復旧に向けた検討会議を設置をいたしました。その中で今後検討、まだ具体的な成果出ておりませんけれども、この中で積極的に検討をしていくという状況でございます。

3番目、下水道でございますが、これはまず被害状況どのように把握するかとい

うこと、まずそれを十分把握させていただきたいということでございますけれども、その復旧に向けて下水道と同じような形でやったほうがいいのか、あるいは別の手段が必要なのか、あるいは被害の程度にもよると思いますので、これは恐らく区域見直しがある程度行われた後、今区域見直し済んだ自治体につきましては、すぐに現場に入って被害状況の確認を早急にさせていただいております。そういう作業をまずやるということになりますので、それをまず確認させていただいた上で復旧策について十分地元と相談しながら考えていくということになろうかというふうに思っております。

あと雇用につきましては、議員ご指摘のとおり東電関係で1万人と言われる雇用をこれからどうしていくのかというのは我々大きな課題で、今双葉8町村からグランドデザインをきちんと示してほしいということを言われておりますし、先日も骨子だけ示しております、その中で研究施設ですとか、そういうこと書いてあるわけですけれども、これからどんな形で産業振興策を図っていくのか、これは産業再生プランというものをまた経産省中心に取りまとめるということになっておりますので、そういう動きも勘案しながら国も責任を持って何とか雇用創出の場をつくるように努力していきたいというふうに思っております。

20ミリシーベルトの件は……よろしいでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） 20ミリシーベルトの基準についてのご質問、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっとご説明の順序として低線量被曝の放射線影響についてのご質問のほうから先にお答えをさせていただきたいと思うのですけれども、私どもの承知している範囲では国際的にこの問題を取り扱う機関として、国連科学委員会というのがございまして、ここで各国の専門家が集まって、これはもちろんいろんなご意見はあるわけですけれども、一定の国際的な合意というものが成立をしているということでございます。もちろんわかること、わからないことございますけれども、科学的に確かだということの前提で合意されているものがあるということでございます。

それは、何点かございまして、まず第1点は、被曝線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから被曝線量に依存して発がんのリスクが増加をするということでございます。これは、日本の発がん率に即応してお話をいたしますと、今がんの死亡率は30%ございます。100ミリシーベルトの被曝で、がんの死亡率が0.5%程度上昇するということでございます。一方で100ミリシーベルトを下回る領域ではどうかということでございますけれども、この領域においても何らかのリスクはある可能性があると、しかしながらそのリスクは他の発がん要因である喫煙とか、肥満とか、野菜不足だとか、そういうたがんのリスクに比べると隠れてしまうほど小さい水準であるということが国際的には合意をされているというふうに私どもは承知をいたしております。それが第1点でございます。

それから、20ミリシーベルトの基準でございますけれども、これは I C R P の基準は避難に関しては2つのフェーズに分けて設定をするということになってございまして、緊急被曝状況という事故直後の緊急に避難が必要な時期については、100ミリシーベルトから20ミリシーベルトの間で避難の基準を決めなさいということになっております。この基準については、日本国政府としては最も厳しい基準である20ミリシーベルトを避難の基準として設定をしたということでございます。

それから、緊急被曝状況から今回の事故がある意味発電所から放出される放射性物質が一定程度管理可能な状態になって、これ以上著しく線量が上がるような事態がないというような状況になって以降、現存被曝状況と言っておりますけれども、その現存被曝状況における基準については、私どもとしては、国としては年間被曝線量が20ミリ以下になるということが確実である地域について、現存被曝状況に移行したというふうに判断をしております。それで、これももちろん I C R P の勧告に沿ったものでございますけれども、現存被曝状況における放射線防護につきましては、I C R P の勧告としては居住や労働を続けながらモニタリング、食品、出荷制限、健康診断等の放射線防護をあわせて行って被曝ができるだけ回避するということが勧告をされております。

それで、私どもとしては、そういう考え方もベースにしながら、しかしながら日本におきましては20ミリシーベルトという水準で住民の方に直ちにお戻りいただく

ということは、現実問題大変難しい状況でございますし、今回の避難区域の状況を見れば生活環境が根底から破壊された状況のもとで、住民が帰れる状況でありませんので、20ミリシーベルトというのはあくまでも今後帰還に向けての準備を始めるスタートラインとして位置づけさせていただいて、これを下回るところを避難指示解除準備区域という位置づけをさせていただいて、今後さまざまな除染を含めてインフラの復旧、そういうことをしっかりと進めながら、その生活環境が住民の皆さんにお戻りいただけるような状況だということが判断される段階になって初めて解除をするという、その手順を私どもとしては考えていくということでございます。もちろん解除のタイミングについては、市町村当局、それから住民の皆さんも含めて十分なご議論をさせていただいて、ご協議の中で決めていきたいということでございます。

長くなつて恐縮でございますけれども、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 7番さん、時間もあれですから手短にお願いします。

○7番（渡辺英博君） では、手短にいきます。まず、20ミリという件でございますが、これＩＣＲＰとかいろいろお話をございましたけれども、低線量被曝ということは喫煙したよりもリスクが少ないということでございますが、これリスクがないということではないのです。ですから、私から言わせると、これは絶対安心だよとか、あるいは絶対危険だよとか証明できない部分だと思うのです。ですから、その線に沿つて例えば今除染を行いまして、それで除染後の結果が19ミリだったよと、そうすると帰還対象区域になるわけです。そういう線引きは、私はいかがと思うのですが、やっぱり町で目指しているようにあくまで事故前の1ミリという線を当然基準にすべきと私は考えております。

あとインフラ等につきましては、高速とかＪＲとかいろいろございましたけれども、これ見通しといふものはもう少し時間がたてば具体的に富岡町民が期待できるような計画をお願いしたいと思います。

あと雇用につきましても、これも総花的なことでなくて具体的に、ではこういった仕事で飯食えるのだと、町民がそれを聞いて具体的なイメージわくような回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 富田審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（富田健介君） ちょっと言葉足らずで申しわけございません。私は、リスクはないと申し上げたわけではなくて、低線量の領域でも一定のリスクは当然想定がされるということでございます。ですから、そういういたリスクはあるということを前提にして、さまざまな放射線防護を行っていくということをご説明させていただきました。

ただ1点だけ申し上げたいのは、もちろん国としては、あるいは東電も含めて原状回復のために1ミリシーベルトという目標を掲げてやつてまいりますけれども、国としては必ずしも1ミリシーベルトがその放射線の安全の基準であるというようなとらえ方はしておりませんので、その点はぜひご理解いただければと思っております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） ガラスバッチの件なのですが、仮に富岡町内であっても各自治体あたりで、どこで線引きするか、大体予定持っているのであれば、ガラスバッチを24時間1カ月なら1カ月試しに確認のために設置していくかいかないか。

あと2つ目、1Fの4号機、崩壊しそうだとかという話で今説明も聞いたのだけれども、5、6号機のほうに移築する予定があるのかないのか。

それと、今現在先ほどの補償問題にもかかわってくるのだけれども、これはインフラ整備にかこつけて聞きたいのだけれども、結局24年4月1日から5年というと29年3月31日までが5年、そうすると今現在7月2日で本格除染の話も何にも予定が立たない状態で26年3月除染完了の予定でいるわけですね。そうなったときに繰り延べになったときに、除染自体は高いところから低いところ、これは水も何もそうなのだけれども、そうしたときにインフラ整備は除染終わらないと基本的にできないと思う。せっかくやったところをまた汚す羽目になるから。そうしたときに富岡のインフラ整備が町民が帰還して生活できるようになるのには、2年ないし3年、突貫でやっても丸々2年ちょいはかかると思う。図面製作も結局25年に入るか26年に工作業務入るかは別としても、そうすると5年は黙って過ぎる予定なのだ。

ちなみに、震災前は富岡の役場で放射線が0.04マイクロだった、1ミリだって言って0.23、これまで帰還できないとなるとやっぱり5年は帰られないということに、インフラ整備も完了させるのには。大体そこら辺のスケジュールは各縦割り行政なのでしょうけれども、すりつけ合わせして工程表立てているのですか、教えてください。

○議長（宮本皓一君） 須藤参事官。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） ガラスバッヂの関係でございます。委員ご提案ございましたとおり、実際の数値をお伝えをするというのが一番だううと思いますので、ちょっといろいろ工夫をしていきたいと思います。その上で、ざっくばらんに申し上げますと、県のほうに私どもも基金としてお出しをさせていただいて、その中でその使い道のご相談をさせていただいておりますが、住民の皆さんガラスバッヂはその場で線量がわからないので、むしろその場で線量がわかるようなものも欲しいというようなお話もあるやに聞いておりまして、この辺の使い方等については、これまた済みません、生の声今ちょうどいしましたので、改めて私ども受けとめさせていただいてやらせていただければと思います。その上で、実際帰った場合に……

○議長（宮本皓一君） 須藤参事官、ちょっと聞いていること違う。

○10番（高橋 実君） ガラスバッヂを富岡なら富岡の現地に1センチのところと1メートルのところの外のところに置く。建屋の中セットして1カ月間確認したりしていますかと聞いている。する予定、またやってないとすればありますかと聞いている。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（須藤 治君） 人がつけるのではなくて固定をするということですか。

済みません、結論から言うとちょっとそれは考えていませんで、線量のはかり方はいろいろございますので、それ以外の方法も含めて家の中、あるいは家の外、点面、線のモニタリングはさせていただけると思います。そういうデータは、またお知らせをしていきたいと思います。

済みません、意味を取り違えておりました。大変失礼しました。

○議長（宮本皓一君） 保安院、渡邊統括。

○経済産業省原子力安全・保安院特別顧問福島地域原子力安全業務統括（渡邊 誠君） 4号機の件でのご質問でございました。5、6号機のほうに移築する予定はあるのかというご質問ございましたが、移築という予定はございません。4号機の使用済み燃料プール、今1,535体の燃料がございます。これ一番多いものですから、それもご不安を与えているということでございます。そのうちの204体が、1,535のうちの204体が新燃料でございまして、まだ照射していないものでございまして、これはそこにあっても何の問題もないというものでございます。これを7月中旬に2体取り出しまして、点検をしようというふうに考えております。その意味合いは、25年中に使用済み燃料プールのまさに使用済みの燃料プールから取り出しの作業に着手をすると、その前段として操作性なり、あるいはその燃料の外観どうなっているかというのを点検しよう。その取り出し先でございますが、共用プールというのがございまして、これ使用済み燃料プールがずっと置かれておるものでございます。その中に4号機から取り出したものは移転をしようと思っております。共用プールは同じ10メートルの建屋のレベルのあそこにあるのですけれども、非常に頑丈なコンクリーでできて、今回電源が落ちたとか、そういうことはございましたけれども、水素爆発とかそういうことはございませんで、したがってあの建物自体も健全になっている。その中に当然保管された使用済み燃料プールも健全でございますので、ただそこにはほぼ9割方埋まっているので、取り出すには玉突きで出さないといけないということでございますので、同じ敷地のところ……失礼、高台のところに仮設の乾式のキャスクの設備をつくりまして、そこに共用プールから出すと、共用プールあいたところに使用済み燃料プールからのものを運ぶということでございまして、そういう段取りで使用済み燃料プールからは燃料の取り出しを行うということを予定しております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 復興庁、木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君） 除染とインフラの関係でございますが、その関係につきましては議員ご指摘のとおりでございまして、除染がまずは先行して、その

後インフラ復旧が追いかけるという、そういう関係にあります。それで、今5年かかるのかどうかということについて、私から今断定的に申し上げることはできませんが、参考までに申し上げますと、この春に区域見直しを行った自治体あるわけですけれども、区域見直し後にインフラの被害状況調査に直ちに入りまして、工程表今作成をしております。本来であれば6月末までに工程表を公表する予定でしたが若干ちょっとおくれておりますが、近々には工程表ができる段取りを今つけております。したがいまして、まずは区域見直しを終えてから、被害状況調査に入り、工程表をつくりということになります。それにあわせて除染につきましても実際入るわけでございますけれども、インフラ復旧ができるというのは、避難解除準備区域、20ミリシーベルト以下の区域については直ちにインフラの本格復旧作業りますけれども、それ以上の居住制限区域等々につきましてはかなり限定的にでしかインフラ復旧に入れないとこともありますので、やはり一定の期間というものは必要だなというふうには考えております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 5年のスケジュールをよくちょっと除染とインフラと、また放射線がどこまで1ミリ以下にというふうな状態にするのかをちょっと早目にすりつけ合わせば、5年の補償も早目にクリアできると思うのだけれども、どうでしょうか、そこら辺。

○議長（宮本皓一君） 木村参事官。

○復興庁参事官（木村 実君） そこは、まさしく町の執行部とよくご相談させていただいて、また判断していく事項だというふうに思っておりますので、今後ともよく協議していきたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） それでは、執行部からありませんか。この機会ですから、国から聞きたいこと。

なければ、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会したいと思います。

閉 会 （午後 5時03分）